

令和8年度

富山福祉短期大学
自己点検・評価報告書

令和8年4月

目次	1
自己点検・評価報告書	2
【基準I 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準I-A 建学の精神]	3
[テーマ 基準I-B 教育の効果]	4
[テーマ 基準I-C 社会貢献]	22
[テーマ 基準I-D 内部質保証]	24
【基準II 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準II-A 教育課程]	27
[テーマ 基準II-B 学習成果]	34
[テーマ 基準II-C 入学者選抜]	38
[テーマ 基準II-D 学生支援]	40
【基準III 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準III-A 人的資源]	47
[テーマ 基準III-B 物的資源]	54
[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	57
[テーマ 基準III-D 財的資源].....	59
【基準IV 短期大学運営とガバナンス】	
[テーマ 基準IV-A 理事会運営]	64
[テーマ 基準IV-B 教学運営]	67
[テーマ 基準IV-C ガバナンス]	69
[テーマ 基準IV-D 情報公表].....	72

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、富山福祉短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 4 月 30 日

理事長

浦山 哲郎

学長

泉 敏郎

ALO

米山 美智代

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1の現状>

本学は、建学の精神として「質実明朗」「知行合一」、教育理念を「質実明朗な人格形成および知行合一な人材養成」と定めている。これにより、短期大学としての教育理念・理想を明確に示している。建学の精神および教育理念は、平成24年度に学内文書規定に基づく承認を経て全学的に共有している。

また、教育基本法第1条に示されている「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならない」という趣旨に照らし、本学の建学の精神は公共性を有するものである。

本学では、建学の精神、教育理念等を[URAYAMA PHILOSOPHY]として体系化し、各教室等に掲示するとともに、学生ハンドブックやカレッジガイド、ホームページ等で広く公開している。さらに、オープンキャンパスや各種ガイダンス、説明会等において学内外に表明している。

教職員および学生に対しては、ガイダンスや研修会等を通じて理解を深める機会を設け、創立50周年事業で作成した学園の歴史に関するDVDの活用などを通じて、建学の精神への理解を深める取組を継続している。特に教職員の教育体制においては、[URAYAMA PHILOSOPHY]について更なる理解を深める機会を継続的に設定しており、建学の精神に基づいた教育・運営の質向上に努めている。

さらに、毎年の自己点検・評価の実施や、学生ガイダンス、カレッジガイドや学生ハンドブック、ホームページの見直し・更新時において、建学の精神、教育理念を定期的に確認している。

以上のことから、本学は建学の精神を確立し、学内外に適切に表明・共有するとともに、継続的に確認している。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

建学の精神および教育理念([URAYAMA PHILOSOPHY])の浸透については、掲示物の整備や研修等を通じて一定の成果を得ているが、教職員・学生一人ひとりがこれらを自身の具体的な行動指針としてより深く内面化し、教育実践の中で体現できるよう、理解を深める機会を継続して設定していくことが最重要課題である。

地域・社会への貢献については、コロナ禍を経て対面講座の受講者確保に課題が見られることから、参加者のニーズを再分析し、オンライン活用を含めた柔軟な開催形態の工夫や広報活動の強化を図る必要がある。合わせて、令和7年度経営基本方針である「学生満足度向上を軸としたアダプティブ・ラーニングの構築」に向けた中核的な取り組みである「富山コミュニティ論」をさらに活性化させ、地域理解と専門教育を統合することで、建学の精神に基づいた実践的な人材養成を加速させていく必要がある。今後は、提起された改善の方策を具体化させ、日頃の教育・事務活動や重点目標と密接にリンクした組織・業務推進体制の構築を推進していく。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>
特になし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1の現状>

本学では、各学科の教育目的を、建学の精神「質実明朗」「知行合一」、教育理念、ならびに本学の教育目標に基づく3つの教育方針(①専門知識・技術の修得、②学生主体の学び、③コミュニケーションスキルの修得)を踏まえて、学則第2章第4条に明文化している。各学科の教育目的には、建学の精神が反映されており、学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づいて確立している。

これらの教育目的・目標は、学生ハンドブック、カレッジガイド、ホームページ等で公開するとともに、オープンキャンパスや各種ガイダンス、説明会において教員が作成した資料等を用いて解説し、学内外へ広く表明している。本学では、教育理念、教育目的、教育目標、教育方針、そして学科学習教育目標が系統的に構築されており、それぞれが相互に整合性を持つよう体系化している。

教育目的・目標の達成状況については、学科会議や教務会議において定期的に点検・評価を行っている。必要に応じて教務委員会に諮り、見直しを行う体制を整備している。また、各学科において設定した学習到達度を測定することにより、教育目的・目標の達成状況を確認し、教育の質の保証に努めている。

加えて、本学の人材養成が地域・社会の要請に込えているかを点検するため、包括連携協定を締結している自治体や法人との「地域連携会議」を年1回定期的に開催している。令和7年度は令和8年2月20日開催し、教育目標、3ポリシー、シラバス、学修到達度の測定方法等について報告するとともに、外部有識者等から意見を聴取している。こうした取組を通して、地域・社会のニーズを踏まえた教育目的・目標の適切性について、定期的な点検・評価を実施している。

【学科・専攻課程の教育目的】

(社会福祉学科)

その人らしい生活を支えるために必要な福祉・心理に関する専門的知識および技術を身につけ、人や地域社会とあたたかい関わりを持ち、人権を擁護することのできる人間性豊かな福祉人材の育成を図ることを目的とする。

(看護学科)

看護師として正確な専門知識と安全な技術を身につけ、本人と家族を含めた看護の対象やその対象を支える保健・医療・福祉従事者および地域の人々への理解を深め、信頼関係を形成し、安心感を与えることのできる態度と幅広い教養を身につけ、常に自己を向上させる意欲を備えた看護実践者の育成を図ることを目的とする。

(幼児教育学科)

子どもの保育・教育に関する専門知識、技術を修得し、音楽や図工、体育などを通して、子どもの感性を育む表現力を身につけ、さらに保護者や同じ職場の仲間から信頼される幅広い教養と使命感をもって、子どもたちの幸せをサポートできる人間愛に満ちた保育者、教育者の育成を図ることを目的とする。

【教育目標】

本学の教育目的を具現化するために学習教育目標は、「短期大学士として本学で身につける力」として以下のように示し、さらに学科ごとに展開している。

- A 知識・理解力「知識を体系的に理解するとともに、学んだ知識をつないでいくことができる。」
- B 専門的技術「社会貢献・自己実現に技術が活用できる。」
- C 論理的思考力「情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。」
- D 問題解決力「問題を同定し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。」
- E 自己管理能力「自らを律して行動できる。」
- F チームワーク・リーダーシップ「他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。」
- G 倫理観「自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。」
- H コミュニケーション力「言語や身体を用いて自己・他者の理解を深めるコミュニケーションができる。」

【学科学修教育目標】

(社会福祉学科)

- A ①社会福祉学の基礎的な理解「社会福祉に関する基礎的な知識、技術について理解している。」
- ②ソーシャルワークや介護及び隣接領域等の理解「ソーシャルワークや介護の理解や精神保健・心理等の知識を身につけている。」
- B ①面接技術や生活支援技術、カウンセリング等の能力「対人援助や生活支援に必要な知識・技術について理解している。」
- ②生活ニーズをアセスメントできる力「利用者の立場にたって物事を判断し、理解していく力を身につけている。」
- ③総合的な支援を計画的に実践できる力「論理的な根拠をもって援助を計画的に実践していく力を身につけている。」
- C 行動を科学的に理解する力「人間の行動や心理について科学的、客観的に理解できる。」
- D 問題解決力「問題を同定し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。」
- E G 自己覚知の実践「価値観や倫理観と向き合いながら自らを律し、利用者を理解していくことができる。」
- F チームワーク・リーダーシップ「他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。」
- H ①言語、非言語によるコミュニケーション技術「利用者に合った方法でコミュニケーションを実践できる力を身につける。」
- ②プレゼンテーションを行う力「情報を的確に伝える力や解りやすく説明できる能力を身につける。」
- ③記録や記述を行う力「感じたことや考察したことなどを的確に記録したり、記述することができる。」

(看護学科)

- A ①看護の本質・目的の理解「看護に活用される理論の基礎的知識を身につけ、未来で活躍する看護職としてのビジョンを持つ。」
- ②看護の対象の理解「看護の対象であるあらゆる人々と家族の健康と生活についての理解を深める。」

- ③看護の対象を支える保健・医療・福祉従事者および地域の人々への理解「対象を支える保健・医療・福祉従事者および地域の人々への理解を深める。」
- ④看護の内容・方法の理解「看護実践に必要な内容・方法に関する知識・理解を深める。」
- B 看護に必要な基本技術の習得「あらゆる場において看護を実践するための応用可能な基本的技術を習得する。」
- C 看護実践のための論理的思考「さまざまな知識・技術を統合し活用するために論理的に考える姿勢を持つ。」
- D 看護実践における問題解決「知識を活用し、看護過程の展開ができる。」
- E 学習継続のための自己管理「学習継続のために心身の健康と行動を自らまたは適切な支援を得て管理できる。」
- F チームワーク・リーダーシップ「学習目標達成のために、自己の役割を理解し、グループでの学習、実習を遂行できる。」
- G 看護師としての倫理観「看護の対象である人々を護りのその人々の代弁者となる意識を持つ。」
- H コミュニケーション力「交流分析等を活用し、コミュニケーションを円滑にすることができる。」

(幼児教育学科)

- A ①保育・教育の本質・目的の理解「福祉や保育・教育の基礎的な知識を身につけるとともに、保育者として必要な役割について理解できる。」
- ②保育・教育の対象の理解「子どもの心身の発達および健康管理についての知識を身につける。」
- ③保育・教育の内容・方法の理解「乳児や障がい児も含め、様々な対象の子どもに対する保育・教育の内容・方法や計画に関する知識を身につける。」
- B 保育・教育に必要な基礎技術「音楽、造形、体育などの活動を通して子どもの感性を育むことができるよう、それらの基本的な技術を身につける。」
- C 記録の技術と子どもの理解「授業のレポートや実習報告書などを作成し、子どもの育ちの理解を深め、表現できる。」
- D 指導計画を立案する力「子どもの生活に即した保育・教育の計画を立案・実施し、自己評価することができる。」
- E 自己管理能力「自らを律して行動できる。」
- F 保育者のチームワーク「他者と信頼関係を築き、目標実現のため協力し共に育ちあうことができる。」
- G 保育者の倫理観「保育者の社会的責任を理解し、子どもの最善の利益に配慮できる。」
- H 保育者として必要なコミュニケーション力「子どもと信頼関係を築くことができる。また、保護者とコミュニケーションをとることにより家庭や地域社会を理解できる。」

さらに、本学の教育目標である「つくり、つくりかえ、つくる」を実践していくために、自己形成を進める行動目標(福短マトリックス)として、以下の説明で示す10項目を設定している。

【本学の教育目標と「福短マトリックス」】

本学では、教育理念・教育目的に向って個々の『私』をつくり続けるために、「つくり、つくりかえ、つくる」という教育目標と、3つの教育方針を設定している。この実現のために、個々の学生がもつ可能性を具体的な目標として表したものが「福短マトリックス」である。他者とのかわりの世界を「社会性」として縦軸に開くことによって、本学での「学びの世界」を広げていく。そして「創造性」を横軸に開くことによって、その世界を深める。主体的な『私』づくりの指針として、様々な『私』の経験が学びとして積み重なり、専門職を生きる上での資質となっていくとしている。

福短マトリックスで示した10項目は、①「私」の経験をもとに考える、②状況や関係を把握して考える、③もう一人の「私」を立ち上げ考える、④「私」宣言をつくる、⑤自己・他者を理解し

コミュニケーションする、⑥福祉・看護・教育に関わり知識・技術を習得する、⑦他者に向けて発信する、⑧「ひと・こと・もの」に働きかける「私」になる、⑨福祉・看護・教育に関わる専門性を発揮する、⑩福祉社会に生きる「私」になるという10項目である。そして、学科学習教育目標(A～H)と自己形成を進める行動目標(①～⑩)を組み合わせることで各授業科目の到達目標を設定し、そのことを各科目のシラバスに明記している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2の現状>

学科の学習成果は、学科で定めたディプロマ・ポリシーに相当するものであり、明確に定められている。ディプロマ・ポリシーは、本学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、教育方針、ならびに学科教育目的を基に定められた「学科学習教育目標」と整合性を有するものであり、本学の教育理念や学科の教育目的に基づいている。以上のことから、短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。また、学科課程の学習成果を学科課程の教育目的・目標に基づき定めている。

学科のディプロマ・ポリシーは次のように明確に定められている。

【ディプロマ・ポリシー】

「建学の精神」に基づき、教育目標「つくり、つくりかえ、つくる」を实践躬行し、各学科の所定の単位を修め、以下を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。

(社会福祉学科)

1. 人を理解するための幅広い教養と福祉に関する専門的な知識を持ち、福祉の専門職として人を支援するための基本的技術を有している。
 - 1-1. 社会福祉に関する基礎的な知識、技術について理解している。
 - 1-2. ソーシャルワークや介護の理解や精神保健・心理等の知識を身につけている。
 - 1-3. 対人援助や生活支援に必要な知識・技術について理解している。
 - 1-4. 利用者の立場にたつて物事を判断し、理解していく力を身につけている。
 - 1-5. 論理的な根拠をもって援助を計画的に実践していく力を身につけている。
2. 福祉の専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している。
 - 2-1. 人間の行動や心理について科学的、客観的に理解できる。
 - 2-2. 問題を同定し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。
 - 2-3. 価値観や倫理観と向き合いながら自らを律し、利用者を理解していくことができる。
 - 2-4. 他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
3. 人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力を有している。
 - 3-1. 利用者にあつた方法でコミュニケーションを实践できる力を身につけている。
 - 3-2. 情報を的確に伝える力や解りやすく説明できる能力を身につけている。
 - 3-2. 感じたことや考察したことなどを的確に記録したり、記述したりすることができる。
4. 福祉の専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している。

(看護学科)

1. 人を理解するための幅広い教養と看護に関する専門的な知識を持ち、看護の専門職として人を支援するための基本的技術を有している。
 - 1-1. 看護に活用される理論の基礎的知識を身につけ、未来で活躍する看護職としてのビジョンを有している。
 - 1-2. 看護の対象であるあらゆる人々と家族の健康と生活についての理解を深めることができる。
 - 1-3. 対象を支える保健・医療・福祉従事者および地域の人々への理解を深めることができる。
 - 1-4. 看護実践に必要な内容・方法に関する知識・理解を深めることができる。
 - 1-5. あらゆる場において看護を実践するための応用可能な基本的技術を習得している。
2. 看護の専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している。
 - 2-1. さまざまな知識・技術を統合し活用するために論理的に考える姿勢を有している。
 - 2-2. 知識を活用し、看護過程の展開ができる。
 - 2-3. 学習継続のために心身の健康と行動を自らまたは適切な支援を得て管理できる。
 - 2-4. 学習目標達成のために、自己の役割を理解しグループでの学習、実習を遂行できる。
 - 2-5. 看護の対象である人々を護りその人々の代弁者となる意識を有している。
3. 人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力を有している。
4. 看護の専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している。

(幼児教育学科)

1. 保育や教育の基礎知識、あるいはその対象についての幅広い知識を有し、また保育の基本的な技術を有している。
 - 1-1. 福祉や保育・教育の基礎的な知識を習得し、現代の保育者として必要な役割について理解している。
 - 1-2. 子どもの心身の発達および健康管理についての知識を習得している。
 - 1-3. 乳児や障がい児も含め、様々な対象の子どもに対する保育のあり方や保育計画に関する知識を習得している。
 - 1-4. 音楽、造形、体育などの活動を通して子どもの感性を育むことができよう、それらの基本的な技術を習得している。
2. 保育者の社会的責任についての理解のもと、子どもが最善の利益を得られるよう保育・教育の計画を立案・実施する基礎的な力を有している。
 - 2-1. 子どもの育ちを捉え、的確に保育記録等として表現する力を習得している。
 - 2-2. 子どもの生活に即した保育・教育の計画を立案・実施し、自己評価する力を習得している。
 - 2-3. 自らを律して行動する力を習得している。
 - 2-4. 他者と信頼関係を築き、目標実現のため協力し共に育ちあおうとする能力を有している。
 - 2-5. 保育者の社会的責任を理解し、子どもの最善の利益に配慮しようとする感覚を有している。
3. 子どもと信頼関係を築く力を有している。また、保護者との初歩的なコミュニケーションをとる力を有している。
4. 保育者として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している。

学習成果の測定については、個々の科目の評価の総和によって間接的に測定できると考え、学期ごとに行う科目の評価をもってなされている。成績表には履修科目ごとにGPAの数値が表記され、学生は自身の到達度を確認することができる。昨年度の課題であったGPA

の効果的な活用については、学生との面談や各種選考の参考資料とするだけでなく、その運用方法について短大全体での共通理解を深める検討を継続しており、学修指導の質の向上に繋げている。

また、平成24年度に策定した学習到達度評価基準に基づき、学生が自己評価を行う取り組みを継続している。現在は学生が自ら評価を入力できる環境としてGoogleフォームを活用しており、定期的に学修到達度の自己評価を実施・収集する体制を構築している。この学習成果のアセスメントに関しては、昨年度の課題に基づき、評価基準の見直しやデータの蓄積を進めており、収集したデータの分析方法および改善への活用方法について検討を重ねている。

さらに、本学独自の「ICE 福短マトリックス」については、より質の高い学習成果を導き出すための基盤として、FD・SD研修等を通じて教職員への理解・活用促進を図るなど、緊急の課題として組織的な取り組みを強化している。

本学では、毎年度、学生が入学してから卒業するまでの学習到達度自己評価のデータの推移を「富山福祉短期大学の教育の学習成果」として報告書にまとめ、学内での共有を図っている。しかしながら、学外に対する積極的イン場公表については、報告書の作成に留まっており、後援会総会や高校教諭対象説明会での配布および本学ホームページへの掲載には至っていない。今後は、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、速やかに公表媒体の整備と情報の更新を行う体制を構築する必要がある。以上のことから、学習成果を学内に表明はしているものの、学外への公表については課題が残る。

学科の学習成果の定期的な点検については、本学の学長、部課長および各学科長による会議やプロジェクトチームにおいて、学校教育法の短期大学の規定に照らし合わせながら継続的に検討を行っている。以上のことから、学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。

(2)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。

①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。

②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

(3)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。

(4)短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。

①入学者受け入れの方針は、学習成果に対応している。

②入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

③入学者受け入れの方針を、高等学校等教育関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-3の現状>

各学科における三つの方針について、一体的に策定するために、学事部長、各学科長からなるプロジェクトを平成24年度に立ち上げ、平成25年度から施行されている。また各学科の三つの方針を統合し、全学的な三つの方針として平成28年度に策定された。

富山福祉短期大学の3つのポリシー

【ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)】

1. 人を理解するための幅広い教養と専門的な知識を持ち、専門職として人を支援するための基本的技術を有している。

2. 専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している。

3. 人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力を有している。

4. 専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している。

【カリキュラム・ポリシー(教育課程編成方針)】

1. 教育課程編成の基本方針

教育目標を踏まえ、専門職業人として必要な基本的態度・習慣、人間性を身に付け、専門職として必要とされる専門知識、判断力、技術を修得できるように教育課程の枠組みを「総合科目」と「専門科目」とで構成している。学科によっては「専門基礎科目」を設けている。

2. 科目群の構成

(1)総合科目

総合科目は、地域社会に貢献できる専門職としての土台となる幅広い教養を身につけ、人権を尊重する倫理観および主体的な学びの態度を涵養(かんよう)し、コミュニケーションスキルを習得するための科目群から構成される。

(2)専門基礎科目

専門基礎科目は、専門科目を学ぶ為に必要な知識の理解および専門職としての技術を習得するための基礎的な科目群から構成される。

(3) 専門科目

専門科目は、専門知識や隣接関連領域の理解および専門職としての技術を習得するための専門科目群から構成される。

【アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)】

1. 福祉、看護、保育・教育に興味や関心があり、学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。
2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。
3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人。

本学のディプロマ・ポリシーは、本学の建学の精神に基づきつつ、福祉・医療・教育の各分野において求められる人材育成のニーズに合致し、そしてまた学力の3要素も反映したものになるように構想されたものである。すなわち、ディプロマ・ポリシーの「1.」は、学力の3要素の「基礎的な知識・技能」に対応しており、ディプロマ・ポリシーの「2.」および「3.」は、「思考力・判断力・表現力等の能力」および「主体性・多様性・協働性」に対応している。ディプロマ・ポリシーの「4.」は、本学の教育目標である「つくり、つくりかえ、つくる」を具現化した「生涯学習力・実践力」であり、学力の3要素を修得した上で発揮される「社会を生き抜く力」の獲得をも意味している。

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに到達するための教育課程を編成するために、幅広い教養、専門知識・技術、人権尊重の倫理観、主体性・多様性・協働性、専門職としての問題解決力、コミュニケーション力、生涯学習力を修得できるように構想されており、ディプロマ・ポリシーと関連づけられて構築された。

本学のアドミッション・ポリシーもディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーと関連づけられて構築されており、入学前の知識、主体性・多様性・協働性、倫理観、コミュニケーション力を問うものとして構想され、入学試験における評価の基準として活用されている。以上のことから、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

また、全ての学科長が策定プロジェクトに参加して組織的に議論を重ねて策定したものである。以上のことから、三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

本学の三つの方針については、学生用の「学生ハンドブック」(提出-1)に掲載しており、また本学HPにおいて外部にも公表している。以上のことから、三つの方針を学内外に表明している。

本学の各学科の教育課程のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)は、学習成果に対応しており、『建学の精神』に基づき、教育目標『つくり、つくりかえ、つくる』を実践躬行し、各学科の所定の単位を修め、以下を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する」と明確に示されている。卒業要件、資格取得の要件の詳細については学則に明確に定めてあり、ディプロマ・ポリシーは、それらを踏まえて包括的な学習成果を示すものとなっている。

社会福祉学科、幼児教育学科の卒業要件については、学則第7章第28条に「本学を卒業するためには、社会福祉学科、幼児教育学科においては、学生は2年以上在学し、社会福祉学科においては62単位以上、幼児教育学科においては70単位以上を修得しなければならない」と定められており、また看護学科の卒業要件については、学則第7章第28条の第2項に「看護学科においては、学生は3年以上在学し、102単位以上を修得しなければならない」と定められている。また各学科の卒業に必要な単位数については別表第1-1(社会福祉学科)、別表1-2(看護学科)、別表1-3(幼児教育学科)にも明記されている。資格取得の要件については、社会福祉学科の社会福祉士および精神保健福祉士国家試験受験資格については、卒業後2年間の実務経験を経てはじめて受験資格が得られる制度となっており、卒業の時点では受験資格が得られないため、学則に定められてはいないが、別表第1-1に社会福祉士受験資格および精神保健福祉士受験資格指定科目を明記して示している。社会福祉学科(介護福祉士国家試験受験資格)、幼児教育学科(保育士、幼稚園教諭

二種免許状)、看護学科(看護師国家試験受験資格)における資格取得の要件については、学則第7章第28条に次のように定められている。

学則 第28条(卒業の要件)

3 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号に規定する介護福祉士の資格を得ようとする者は、社会福祉学科介護福祉専攻に在籍し、学則第19条の規定によるほか、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省厚生労働省令第2号)に定める科目及び時間数を修得しなければならない。

4 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第18条の6に規定する保育士の資格を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第19条の規定によるほか、児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日厚生省令第11号)に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

5 幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第19条の規定によるほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

6 保健師助産師看護師法第21条第1項1号(昭和23年7月30日第203号)に規定する看護師国家試験受験資格を得ようとする者は、看護学科に在籍し、学則第19条の規定によるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条に定める科目及び単位数を修得しなければならない。

各学科の教育課程のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)は、浦山学園規程に定められている。したがって、卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。

本学は平成20年度および平成26年度、令和3年度に短期大学基準協会の第三者評価を受審して適格の認定を受けており、常に関係法令等の法改正に遅滞なく対応を図っている。また、学位授与の方針は、短期大学設置基準の卒業に係る法令に対して違反していない。各学科の教育課程の学位授与の方針は、短期大学士として求められる知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、総合的な学習経験と創造的思考力を反映したものとなっている。以上のことから、卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

各学科の教育課程の学位授与の方針は、それぞれの専門職域の人材として求められる資質にも合致している。すなわち社会福祉学科では福祉人材として、看護学科では看護師として、幼児教育学科では保育士及び幼稚園教諭として、それぞれ求められる資質に合致している。

一方、学習成果の量的・質的データの収集等によって教育の質保証を図っており、各学科の教育課程の学位授与の方針は、社会的(国際的)な通用性を確保している。以上のことから、卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

学位授与の方針の点検については、運営会議において定期的に実施している。以上のことから、卒業認定・学位授与の方針を各学科・専攻会議や運営会議および地域連携会議において定期的に点検している。

各学科の教育課程は、浦山学園規程に定められたカリキュラム・ポリシーによって次の通り編成されている。

社会福祉学科

社会福祉学科は、「教育目的」を達成するために、以下のようにカリキュラムを組み立てている。

1. 教育課程編成の基本方針

本学社会福祉学科の教育目標を踏まえ、福祉の専門職業人として必要な基本的態度・習慣、人間性を身に付け、福祉の専門職として必要とされる専門知識、判断力、援助技術を修得できるように教育課程の枠組みを「総合科目」と「専門科目」とで構成している。

教育課程の編成については、社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法に準じて、それぞれの授業科目が有機的かつ体系的に学習できるように編成している。また、2年次からは、「社会福祉士コース」・「精神保健福祉コース」・「介護福祉士コース」の3つの履修コースを設け、各コースに応じた多様な「専門総合科目」を配置するとともに「心理」に関連する科目も配置し、学生個々の興味・関心に応じた学びを促進し、幅広い知識・技能を生かした個性ある福祉人材を育てることを目指している。

2. 科目群の構成

(1) 総合科目

総合科目は、地域社会に貢献できる福祉専門職としての土台となる幅広い教養を身につけ、人権を尊重する倫理観および主体的な学びの態度を涵養し、コミュニケーションスキルを習得するための科目群から構成される。

① 人間と現代の理解

人間を客観的に理解し多面的に捉えるための幅広い教養を身に付け、理論的根拠と結びつけながら専門科目を学習するための基礎力を醸成する。また、福祉を学ぶ者として、人権を尊重する高い倫理観を涵養することを目的とし、「人間の心理・行動・関係を理解するための科目」と「倫理性を高めるための科目」を配置する。

② 生涯学習力

社会的な問題に主体的に取り組む態度を涵養し、学ぶ主体である「私」をつくり続けることができる生涯学習力を涵養することを目的とし、「生涯学習力を高めるための科目」を配置する。また、それらにキャリアガイダンスを取り入れると共に、「週フォリオ(自己の記録)」の取り組みを促し、ADによるキャリア支援を学習・生活等と関連づけて総合的に進める。

③ コミュニケーション

人間社会で一人の職業人として、さらに人に対応する福祉専門職として基本となるコミュニケーション力の育成を意図する。さらに国際化社会に対応し、人の反応を的確に捉え、意図的に情報を活用できるコミュニケーション力を育成することを目的とし、「コミュニケーション力、日本語の表現力、ITを活用した情報リテラシーを高めるための科目」を配置する。一方、認知症高齢者や障害者などの脳機能活性化を図る臨床美術士資格取得のための科目も配置する。

(2) 専門科目

専門科目は、福祉専門職としての知識と技術を習得するとともに国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士や社会福祉主事任用資格の取得の他に、卒業後進学することで将来的に心理職を目指せるよう心理学の基礎的教育課程を編成している。科目は、「専門共通」、「社会福祉専門」、「精神保健福祉専門」、「介護福祉専門」、「心理専門」、「実習」、「研究」で構成される。

「実習」に関しては、1年次は共通実習として福祉専門職に必要なコミュニケーション能力の習得を目的とした実習を配置する。2年次にはコース別に設定されており、社会福祉士コースでは社会福祉の実践現場における相談援助活動に係る知識と技術の基本を習得し、社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己の課題把握など総合的に対応できる能力を養うために「ソーシャルワーク実習指導」と「ソーシャルワーク実習」を配置している。また、精神保健福祉士コースでは精神保健の実践現場における相談援助活動に係る知識と技術の基本を習得し、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己の課題把握など総合的に対応できる能力を養うために「精神ソーシャルワーク実習指導」と「精神ソーシャルワーク実習」を配置している。一方、介護福祉士コースにおいては、介護福祉の実践現場における基本的な生活支援技術、コミュニケーション技術、利用者の個別性を尊重した介護計画の立案、実施、評価、修正のための知識と技術を習得し、介護福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己の課題把握など総合的な能力を養うために「介護総合演習」と「介護実習」を配置している。

看護学科

看護学科は、「教育目的」を達成するために、以下のようにカリキュラムを組み立てている。

1. 教育課程編成の基本方針

本学の教育目標を踏まえ、看護専門職業人として必要な基本的態度・習慣、人間性を身に付け、看護師として必要とされる専門知識、判断力、看護技術を修得できるように教育課程の枠組みを「総合科目」と「専門科目」に分け、さらに「専門科目」を「専門基礎科目」「専門科目」の構成とする。

教育課程の編成については、それぞれの授業科目が有機的かつ体系的に学習できるように編成する。また、医療の高度化・専門化が進む中で、看護専門職業人として特に高い専門性と倫理性が求められているところから、総合科目、専門科目を通して倫理性を涵養する科目を配置し、安全性やリスク管理の視点から看護について学ぶ科目を盛り込む。

さらに生物・化学等の理科系基礎科目の履修不足が予想される入学生に対しては、事前学習課題の送付など学習機会の拡大に努める。

2. 科目群の構成

(1) 総合科目

総合科目は、地域社会に貢献できる看護職としての土台となる幅広い教養を身につけ、人権を尊重する倫理観および主体的な学びの態度を涵養し、コミュニケーションスキルを習得するための科目群から構成される。

① 人間と現代の理解

人間を客観的に理解し多面的に捉えるための幅広い教養を身につけ、理論的根拠と結びつけながら専門科目を学習するための基礎力を醸成する。また、看護を学ぶ者として、人権を尊重する高い倫理観を涵養することを目的とし、「人間の心理・行動・関係を理解するための科目」と「倫理性を高めるための科目」を配置する。

② 生涯学習力

社会的な問題に主体的に取り組む態度を涵養し、学ぶ主体である「私」をつくり続けることができる生涯学習力を涵養することを目的とし、「生涯学習力を高めるための科目」を配置する。また、それらにキャリアガイダンスを取り入れると共に、「週フォリオ(自己の記録)」の取り組みを促し、ADによるキャリア支援を学習・生活等と関連づけて総合的に進める。

③ コミュニケーション

人間社会で一人の職業人として、さらに人に対応する看護職として基本となるコミュニケーション力の育成を意図する。さらに国際化社会に対応し、人の反応を的確に捉え、意図的に情報を活用できるコミュニケーション力を育成することを目的とし、「コミュニケーション力、日本語・英語の表現力、ITを活用した情報リテラシーを高めるための科目」を配置する。

(2) 専門科目

専門科目は、人間、環境、健康について深く知識を修得する「専門基礎科目」、看護の専門知識と技術を学ぶ「専門科目」によって構成する。

(i) 専門基礎科目

専門基礎科目は、看護実践の科学的根拠を学ぶものであり、人間・健康およびそれらに関連する環境を理解するための科目として「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「社会保障制度と生活者の健康」の領域を構成する。

① 人体の構造と機能

生物体としての人間を理解するための基礎として、その構造、働きと調整力を駆使して人が生きていることを学ぶための科目を配置する。また学習に際し生物体としての人間の生命過程に対して看護が働きかける方法について意識させる。

② 疾病の成り立ちと回復の促進

健康について幅広く理解するため、対象、疾病別にその疾病、症状の成り立ちの原理を理解し、予防、治療、管理の方法を学び、根拠に基づく看護実践のための基礎を作るための科目を配置する。

③ 社会保障制度と生活者の健康

人が生活する社会や環境を理解するため、生活者としての人間が生涯の間にたどる軌跡をイメージし、その生涯を送る社会の仕組みや状況と健康との関係を洞察する力を培うための科目を配置する。

(ii) 専門科目

専門科目は、看護専門職業人となるために必要な知識・技術・態度を修得するための必修科目である。これらを科目および領域間の関連を意識しながら段階的に学ぶために「看護の基本」「健康障害の予防と回復を促進する支援方法」「看護の実践(臨地実習)」および「看護研究」の区分により構成する。

① 看護の基本

看護の基本としての科目群には、看護を全体的に理解し、基本を学ぶことを意図して、看護領域別の概論を学び、基本的看護技術を習得することを意図した科目を配置する。これらの科目は1年次から2年次前期で学び、基本的な知識と技術、態度を育成する。

さらにさまざまな場での生活者に対して看護を展開できるための基礎として国際的な医療活動を学ぶための科目を配置する。

② 健康障害の予防と回復を促進する支援方法

ライフサイクル各期に対応した看護、健康のレベル、健康障害に応じた看護について学び、次のステップである臨地実習にスムーズに繋がるように科目を配置する。

なお、援助技術は、各種のモデル・教材を活用し、実際の臨床看護場面を出来る限り再現し、学ぶ演習を取り入れ学習効果を高めることとする。

③ 臨地実習

臨地実習は、講義や演習で学んだことを実際の場で体験的に深め統合する。看護の対象者および看護活動の実際に触れることにより学習のモチベーションを段階的に高め、学習効果をあげる観点から、1年次、2年次、3年次と段階的に進める。また、最後に、実習での体験や学んだことと理論との統合を図り、より実践的な場を体験するための実習を配置する。

④ 看護研究

看護研究では、専門性を高めていく基礎力を育成するために、看護実践における研究の意義を理解し、研究の基礎的能力を養うための科目を配置する。また看護実践を言葉にして他者に伝えることを体験し、その必要性と方法を理解するための科目を配置する。

幼児教育学科

幼児教育学科は、「教育目的」を達成するために、以下のようにカリキュラムを組み立てている。

1. 教育課程編成の基本方針

本学の教育目標を踏まえ、保育・教育の専門職業人として必要な基本的態度・習慣、人間性を身に付け、保育・教育の専門職として必要とされる専門知識、判断力、保育技術を修得できるように教育課程の枠組みを「総合科目」と「専門科目」とで構成している。

教育課程の編成については、それぞれの授業科目が有機的かつ体系的に学習できるように編成している。具体的には、教育内容や教育方法を明示し、履修系統図で各科目の関連性を把握できるようにしている。

2. 科目群の構成

(1) 総合科目

総合科目は、地域社会に貢献できる保育・教育の専門職としての土台となる幅広い教養を身につけ、人権を尊重する倫理観および主体的な学びの態度を涵養し、コミュニケーションスキルを習得するための科目群から構成される。

① 人間と現代の理解

人間を客観的に理解し多面的に捉えるための幅広い教養を身につけ、理論的根拠と結びつけながら専門科目を学習するための基礎力を醸成する。また、保育・教育を学ぶ者として、子どもにとっての自然体験活動の意義を体験的に理解する科目も配置されている。

② 生涯学習力

社会的な問題に主体的に取り組む態度を涵養し、学ぶ主体である「私」をつくり続けることができる生涯学習力を涵養することを目的とし、「生涯学習力を高めるための科目」を配置する。また、それらにキャリアガイダンスを取り入れると共に、「週フォリオ(自己の記録)」の取り組みを促し、ADによるキャリア支援を学習、生活等と関連づけて総合的に進める。

③コミュニケーション

人間社会で一人の職業人として、さらに人に対応する保育・教育の専門職として基本となるコミュニケーション力の育成を意図する。さらに国際化社会に対応し、人の反応を的確に捉え、意図的に情報を活用できるコミュニケーション力を育成することを目的とし、「コミュニケーション力、日本語・英語の表現力、ITを活用した情報リテラシーを高めるための科目」を配置する。

(2) 専門科目

専門科目は、教育、保育、福祉の現場で専門職として活躍することのできる力を養成し、国家資格である幼稚園教諭二種免許状や保育士資格の他、臨床美術士、社会福祉主事任用資格を取得することが可能な教育課程を編成している。科目は、「保育・教育の本質・目的」に関する科目、「保育・教育の対象の理解」に関する科目、「保育・教育の内容・方法」に関する科目、「保育・教育の表現技術」、「実習」、「総合演習」、で構成される。これらにより、教育、保育、福祉の専門職として必要な知識や技術、職業倫理を身につけることができる。また、自己の関心のある領域を深く学べるよう、それらを実践的、協同的に追究し、学生が得意とする技能、知識、実践力が持てるように科目を配置している。

教育方法の特色としては、専門的な知識や技能をより多く、より深く学び、定着させるために、講義形式の方法のほか、グループ学習、討論、プレゼンテーション、保育所等における体験学習を採用している。また、「保育実習」、「教育実習」については、保育所や幼稚園、福祉施設において、具体的な実践や観察を通して、保育士や幼稚園教諭として必要な基礎的知識や技術を身につけることを目的とする。特に、自己の課題を発見し、保育者としての能力を高めていくための気づきや学びを深めることに重点を置いている。実習後には、体験事例を用いた振り返りを個別にまとめることを通して、理論と実践の関連付けができるようにする。

社会福祉学科の教育課程における専門科目及び総合科目の①人間と現代の理解は、浦山学園規程に定められた「社会福祉学科のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)」の「1.人を理解するための幅広い教養と福祉に関する専門的な知識を持ち、福祉の専門職として人を支援するための基本的技術を有している」及び「2.福祉の専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している」に対応している。総合科目の②生涯学習力は、学位授与の方針の「4.福祉の専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している」に対応している。総合科目の③コミュニケーションは、学位授与の方針の「3.人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力を有している」に対応している。

看護学科の教育課程における専門科目及び総合科目の①人間と現代の理解は、浦山学園規程に定められた「看護学科のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)」の「1.人を理解するための幅広い教養と看護に関する専門的な知識を持ち、看護の専門職として人を支援するための基本的技術を有している」及び「2.看護の専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している」に対応している。総合科目の②生涯学習力は「4.看護の専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している」に対応している。総合科目の③コミュニケーションは、学位授与の方針の「3.人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力を有している」に対応している。

幼児教育学科の教育課程における専門科目及び総合科目の①人間と現代の理解は、浦山学園規程に定められた「幼児教育学科のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)」の「1.保育や教育の基礎知識、あるいはその対象についての幅広い知識を有し、また保育の基本的な技術を有している」及び「2.保育者の社会的責任についての理解のもと、子どもが最善の利益を得られるよう保育・教育の計画を立案・実施する基礎的な力を有している」に対応している。総合科目の②生涯学習力は、学位授与の方針の「4.保育者として、よりよき社

会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有している」に対応している。総合科目の③コミュニケーションは、学位授与の方針の「3.子どもと信頼関係を築く力を有している。また、保護者との初歩的なコミュニケーションをとる力を有している」に対応している。

各学科の教育課程は、本学の教育方針①専門知識・技術の修得、②学生主体の学び、③コミュニケーションスキルの修得に従って構造化されており、また、各学科のアドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)、本学の教育目的・教育目標、本学の教育方針、各学科の教育目的、各学科のカリキュラム・ポリシー、各学科のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)の全てが関連づけられて対応しており、体系的に編成されている。以上のことから、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

したがって、本学では教育課程を短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

各学科のディプロマ・ポリシーは、その中で卒業時に到達すべき内容を示しており、従って学習成果を明確に示している。

教育課程の編成および実施の方針を各学科・専攻会議や運営会議および地域連携会議において定期的に点検している。

入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)は、本学の教育理念、教育目的、教育目標に対応し、次のように学生募集要項に示している。

富山福祉短期大学

1. 福祉、看護、保育・教育に興味や関心があり、学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。
2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。
3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人。

社会福祉学科

1. 福祉に対する興味や関心があり、福祉を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。
2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。
3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人。

看護学科

1. 看護に対する興味や関心があり、看護を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。
2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。
3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人。

幼児教育学科

1. 保育・教育に対する興味や関心があり、保育・教育を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人。
2. 自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人。
3. 思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人。

「福祉、看護、保育・教育に興味や関心があり、学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人」は、ディプロマ・ポリシーの「人を理解するための幅広い教養と専門的な知識を持ち、専門職として人を支援するための基本的技術を有している」に対応し、知識・技術を本学において学ぶための基礎となるものである。

「自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人」は、ディプロマ・ポリシーの「専門職として人権を尊重する高い倫理観を有し、専門的な知識を活用しながら、保健・医療・福祉・教育の関連職種と連携して、主体的に問題を解決する能力を有している」および「専門職として、よりよき社会の形成に自ら貢献する生涯学習力と実践力を有してい

る」に対応し、倫理、問題解決力、生涯学習力を本学科において学び、高めていくための基礎となるものである。

また、「思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人」は、ディプロマ・ポリシーの「人や地域社会とあたたかい関わりをもち、円滑な人間関係を築き上げるコミュニケーション能力」を本学科において修得するための基礎となるものである。以上のことから、入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

社会福祉学科の「福祉に対する興味や関心があり、福祉を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有する人」、看護学科の「看護に対する興味関心があり、看護を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有している人」、幼児教育学科の「保育・教育に対する興味関心があり、保育・教育を学ぶ意欲と常に自己を高めようとする意識を有している人」の各項目により、入学前の学習態度並びに生活態度を把握し、評価している。

「自らを律し、他人や地域・社会の役に立とうとする意識を有する人」の項目により、入学前の主体的なボランティア活動等の学習成果を把握し、評価している。

「思いやりの心を持ち、円滑なコミュニケーションをとる努力ができる人」の項目により、入学前の様々な学習・活動・経験によって醸成される人格・情緒・人間関係の素養を把握し、評価している。以上のことから、各学科の入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

アドミッション・ポリシーについて、定期的に点検を行い、また高校教諭対象説明会にて説明を行っているが、高等学校関係者に対し意見の聴取までは求めている。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

GPA値は学生との面談や推薦学生や表彰学生選考の参考としているが、GPA の効果的な活用法とその運用については、短大全体でのさらなる共通理解と検討が必要である。また、学習成果の量的・質的なアセスメント方法として、学習到達度評価基準を構築してきたが、評価基準の見直しやデータの蓄積、分析方法および活用方法の検討・改善が必要である。

また、より良い学習成果に繋げる本学独自の「ICE福短マトリックス」の教職員の理解・活用も不十分であり、今後教職員への理解・活用促進が緊急の課題のひとつである。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 社会への貢献についての取り組みに関する方向性を示している。

(2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。

① 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。

② 地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

③ 教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。

(3) 社会への貢献についての取り組みを定期的に点検している。

<区分 基準 I-C-1の現状>

本学では、建学の精神および教育理念に基づき、「地域共生社会の実現に寄与する人材の養成」を地域・社会への貢献における基本方針として定めている。地域課題の解決や生涯学習の推進を通じて、専門的知見を広く社会へ還元することを組織的な取り組みの方向性として示している。

地域社会に向けた公開講座等の取組みについては、以下の通りである。

- 地域つくりかえ講座(公開講座)の開催
- 連携協定先との共催講座の開催
- 正規授業での地域課題に対する調査・研究の実施(富山コミュニティー論)
- 出前講座の実施
- 講師派遣への対応
- 実務者研修、喀痰吸引研修等スキルアップ研修の開催
- ボランティア活動

令和7年度の地域つくりかえ講座等25講座を実施し、計423名の方に受講いただいた。昨年度の課題であった受講者数の確保と利便性向上のため、対面形式に加え、新たにオンラインでの講座開設を試験的に導入した。これにより、多様な受講形態の提供と広報活動の推進を図り、参加者の維持・拡大に努めている。学生が主体となって取り組む「富山コミュニティー論」の授業においては、経営基本方針に掲げる「アダプティブラーニングの構築」の重要な一環として、活動をさらに活性化した。地域の課題解決に向け、全学科の学生が各チームで調査・研究を実施した。地域社会の行政、商工業、教育機関および文化団体等と連携し、それぞれ地域課題(テーマ)に取り組んだ。また、「富山コミュニティー論」で調査・研究したテーマ・事案について、射水市が公募している「学生による政策提案事業」への応募も行っており、常に学生参画型の地域貢献活動を目指している。

その他、県内の各自治体、高等学校、各関係機関より、各種講演会講師派遣、出張授業ならびに研修会開催協力等の依頼も多数いただき、適宜、連携・交流活動を行っている。また、地域貢献活動の推進を担うために設置した「共創福祉センター」が事務局となり、各地域における地域課題・要望に対して、学内および関係各所の調整を行い、地域貢献活動の更なる充実を図っている。

また、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。現在、5つの地方自治体(富山県・射水市・高岡市・氷見市・上市町)、6つの社会福祉・医療法人(アルペン会・五省会・小杉福祉会・明寿会・あかね会・射水万葉会)、3つのNPO法人(笑顔スポーツ学園・ジャパンハート・日本ACLS協会)、2つの企業(北陸ポートサービス株式会社・株式会社パデコ)と1つの民間団体(銀の櫛アートスタジオ)と地域連携包括協定を締結し、特に地域課題への対応をテーマとした各種の活動を行っている。

年1回(3月)の地域連携会議を開催し、本学の取組みに対してのご意見・ご要望、各地域・法人における課題をヒアリングさせていただき、本学の地域貢献活動に反映させている。以上のことから、地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

本学ボランティアセンターでは、ボランティア募集情報を学生へ提供し、ボランティア活動の推進をしている。ボランティアセンターには、県内外の施設や団体から年間100件以上のボランティアの募集が届く。主な内容は高齢者施設や放課後等デイサービスで利用者や利用児と関わるボランティア活動、地域での清掃活動や小規模のイベントのボランティア活動であった。射水市社会福祉協議会より「ボランティア推進助成金」を受け、学生全員がボランティア保険に加入し、ボランティア活動を推進している。学生が資格取得のための過密なカリキュラムや実習、経済的理由によるアルバイト等の制約を抱える中で、ボランティアへの意欲を高めるため、短時間で参加可能な活動の紹介や、学びの意義を再確認できる場の提供に注力した。ボランティアに関する教育として、全学科1年次の必修科目「地域つくりかえ学」の授業でボランティア活動を推奨し、毎年学科毎にボランティア活動の報告を行っている。また、全学生からボランティアコーディネーター学生を募り学内外でのボランティア推進について実践的な活動を主体的に行っている。以上のことから、教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

これらの社会への貢献についての取り組みについては、共創福祉センターおよび運営会議等において定期的に点検を行っている。受講者アンケートの結果や地域連携会議でのフィードバックを基に、活動内容の適切性や成果を検証し、次年度の計画策定に反映させている。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題>

学生のボランティア活動は実績としては充分と考えられるが、今後もボランティア活動を自発的に継続して行ってほしいと考える。一方で、学生は資格取得に必要な科目が多く、実習期間もあり、また経済的な理由でアルバイトをしている学生もいる状況であり、こうした背景を踏まえつつ、学生の意欲を高め、様々な学びの場を提供していくことが今後の課題である。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。](旧基準 I-C-1)

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-D-1の現状>

自己点検・評価のための規程として「富山福祉短期大学自己点検・評価委員会規程」を定めている。また、自己点検・評価委員会は、学園および本学的意思決定機関である「PDCA会議」(学長、部長、学科長、課長、各委員会委員長、図書館長、共創福祉センター長等により構成)と同じ構成員で組織している。以上のことから、自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

本学では、定期的に自己点検・評価を行うように心がけ、毎年定期的に自己点検・評価報告書を作成し、ホームページ等を通じて公表している。以上のことから、定期的に自己点検・評価を行っており、また、定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

自己点検・評価報告書の作成に当たっては、短大運営会議において作成に向けた説明と観点の共有を行い、その後、各役割分担に基づいて全教職員へ執筆・点検の指示がなされ、共通認識の上で作成を行っている。単なる報告書の作成に留まらず、教職員一人ひとりが改革・改善の必要性を理解し、自己点検・評価活動へより主体的に関与できるよう意識向上を図っている。以上のことから、自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

自己点検・評価活動における外部の意見聴取については、現時点では高等学校の関係者を対象とした直接的な取り組みはなされていないが、本学と包括連携協定を結んでいる自治体・法人と「地域連携会議」を定期的に開催し、本学の3ポリシーや教育活動について多角的な意見を求めている。今後は、高等学校等の関係者からの意見聴取についても検討を進める。

また、自己点検・評価報告書及び認証評価における課題については、次年度の大学全体および各箇所の重点目標作成に反映させ、明確となった課題の解決に組織として取り組んでいる。特に、提起された改善の方策を具体化させ、日頃の教育・事務活動や重点目標と密接にリンクした組織・業務推進体制の構築を推進している。これにより、学校運営及び業務推進におけるより効果的・効率的なPDCAサイクルの構築に努めている。以上のことから、自己点検・評価および認証評価の結果を改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-D-2の現状>

本学では、学習成果を査定するための方針としてアセスメント・ポリシーを定め、平成30年10月1日に施行した。

【アセスメント・ポリシー】

富山福祉短期大学では、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーに基づき、学修成果の評価(アセスメント)に関する方針を次のように定める。

1. 機関レベル

学生の志望進路(就職率・進学率等)から学修成果の達成状況を評価する。

2. 教育課程レベル

各学科における卒業要件達成状況、単位取得状況、GPA、資格・免許の取得状況、などから、教育課程における学修成果の達成状況を評価する。

3. 科目レベル

シラバスで提示された授業等科目の学修目標に対する評価や学生による授業評価アンケートなどから、科目ごとの学修成果の達成状況を評価する。

4. 検証方法

具体的な検証方法は、次の表の通りとする。

	入学前・入学直後	在学中	卒業時
機関レベル	入学試験 調査書等の記載内容	修得単位数 休学率 退学率 学生生活実態調査	学位授与数 卒業率 就職率・進学率 卒業生へのアンケート調査 就職先へのアンケート調査
教育課程レベル	入学試験 調査書等の記載内容	GPA 修得単位数 進級率 休学率 退学率 学習到達度評価 学生生活実態調査 ボランティア活動状況	GPA 学位授与数 就職率・進学率 国家試験合格率(看護師・介護福祉士) 資格・免許取得状況 学習到達度評価(卒業時) 卒業生へのアンケート調査

			就職先へのアンケート調査
科目レベル	入学前課題 文章能力検定 入学前課題テスト (看護学科)	成績評価 学生による授業評価アンケート 理解度・授業外学習時間調査 つくりかえ学修ポートフォリオ ICE福短マトリックスによる自己評価 文章能力検定	

以上のことから、アセスメント・ポリシーに基づき、機関・教育課程・科目の3レベルにおいて、具体的な検証指標を用いた「(1)学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法」を有している。

教育課程改善委員会において、学習成果の測定法および分析法について年1回検討している。以上のことから、現状に即した適切な評価が行えるよう「(2)査定の手法を定期的に点検している」。

またGPAを用いて定期的に教員・学生に通知し、各学生担当アドバイザーが学習支援や相談に応じている。これまで学内でディプロマ・ポリシーの到達度を評価する方法の開発のためにプロジェクトチームを編成し、ルーブリックの考え方を取り入れた評価基準を作成し、評価基準を用いて学生に対する調査を毎年度、継続的に実施している。入学時から卒業時にかけての学習到達度の変化について、教育課程改善委員会において毎年分析を行い、その分析結果を教育の学習成果として文書化し公表している。この分析結果については、短大運営会議および教授会に報告している。これらの分析・報告結果を次年度の教育計画やカリキュラムの見直しに繋げることで、「(3)教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している」。

学校教育法や短期大学設置基準の変更等についての各種法令の変更等については、関係省庁からの通達、通知や研修会への参加、私学事業団や関係団体からのメールマガジンも活用し、情報を得るように努めている。また、通達や通知に従い学事課が主となって学内へのメールによる通知を行い周知に努めている。さらに、適宜各種会議において周知し、SD・FDを実施している。以上のことから、「(4)学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している」。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動には、出来る限り全教職員が関与するようにしているが、充分とはいえないのが現状である。教職員一人ひとりにとって、単なる報告書になるのではなく、課題の明確化と合わせて、その課題に対する行動計画が重点目標や短大の日頃の活動とリンクした組織・業務推進体制となるよう努めていかなければならない。合わせて、学園の業務推進の考え方である「コアサイクル」の浸透と「すべきことがなされているか(法令・基準等の遵守、一般水準の到達)」「学生にとってよいものであるか(成果・効果・効能)」「よりよいものとするためには何が必要か(改善・改革による向上)」等の観点についても共通理解を深めていく必要がある。今後も改革・改善の必要性の理解と意識向上につなげるために、自己点検・評価において提起された改善の方策を具体化させていくことが重要である。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

特になし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 単位授与の要件を定めている。

(2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。

① 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。

(3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

(4) 進級判定がある場合は周知している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

本学では、単位授与の要件について、学則において明確に定めている。

成績評価については、学則第5章第24条において、学習の評価はA・B・C・D・Fをもって表し、D以上を合格として単位を授与することと定めている。また、同条第2項において、各授業科目の出席時間数が、講義・演習科目においては全授業時間数の3分の2以上、実験・実習・実技科目においては全授業時間数の5分の4以上に満たない場合は、単位認定を行わないこととしており、単位授与の基準を明確にしている。

さらに、単位数の算定については、学則第5章第20条において、1単位を45時間の学修を必要とする内容として構成することを標準とし、授業の方法に応じて講義・演習、実験・実習・実技等の区分ごとに単位数を定めている。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

各授業科目の到達目標や評価基準はシラバスにおいて学生に明示されており、これらに基づき客観的かつ厳格な成績判定を行っている。

卒業要件については、学則第7章第28条において、社会福祉学科、幼児教育学科では、2年以上在学し、社会福祉学科においては62単位以上、幼児教育学科においては70単位以上を修得すること、看護学科では3年以上在学し102単位以上を修得することを定めている。また、各学科の卒業に必要な単位数については、別表第1-1(社会福祉学科)、別表1-2(看護学科)、別表1-3(幼児教育学科)に明記されている。

本学のディプロマ・ポリシーは、これらの単位授与および卒業認定の要件を踏まえた包括的な方針として位置づけられている。

学位授与の方針は、短期大学設置基準の卒業に係る法令に対して違反していない。各学科の教育課程の学位授与の方針は、短期大学士として求められる知識・理解、汎用的技

能、態度・志向性、総合的な学習経験と創造的思考力を反映したものとなっている。以上のことから、卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

各学科の教育課程の学位授与の方針は、それぞれの専門職域の人材として求められる資質にも合致している。すなわち社会福祉学科では福祉人材として、看護学科では看護師として、幼児教育学科では保育士及び幼稚園教諭として、それぞれ求められる資質に合致している。

資格取得に必要な科目および単位数については、関係法令および学則に基づき明確に定めている。

これら単位授与、卒業認定および学位授与に関する要件は、「学生ハンドブック」への掲載やオリエンテーションを通じて学生に周知している。

また、単位の実質化を図るため、「富山福祉短期大学履修要項」において年間に履修できる単位数の上限を定めている。さらに、GPAが一定以上の学生については上限を超えた履修登録を認めるなど、学修状況に応じた運用を行っている。

富山福祉短期大学 履修要項

第3条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるよう、学生が一年間に登録することができる履修科目の単位数の上限を次の表のとおり定める。

学科	社会福祉学科	看護学科	幼児教育学科
1年次	50	40	30
2年次	45	30	30
3年次		20	
合計	95	90	60

2 第1項に定める履修上限単位数は、講義科目についてのみ適用し、演習科目、実習・実技科目は適用対象外とする。

3 2年次以降において次の各号のいずれかに該当する者は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。

- (1) 前学期までの成績評価に基づき算出する、第12条にいうGPAが3.0以上の場合
- (2) 所定の手続きを経て、相応の理由があると認められた場合

したがって、単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定めている。単位の実質化をさらに推進するため、シラバスに記載された事前・事後学習が形骸化しないよう、学修行動調査等を通じて学生の学修時間の確保状況を点検している。

単位授与、卒業認定および学位授与の適切な運用については、各学科会議および運営会議において定期的に点検している。点検に際しては、アセスメント・ポリシーに基づき、単位修得状況やGPA等の学修成果データを活用し、適切に運用されているかを確認している。

また、看護学科等における進級判定の要件についても、学生ハンドブック等に明記し周知している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

①学習成果に対応した授業科目を編成している。

②専門職学科においては、当該科目の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。

③シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(2)教育課程の見直しを定期的に行っている。

(3)専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

各学科の教育課程は、浦山学園規程に定められたカリキュラム・ポリシーに基づき、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。教育課程は、総合科目と専門科目により構成され、専門職として必要な知識・技能・態度を段階的に修得できるよう、有機的かつ体系的に配置されている。

社会福祉学科においては、福祉の専門職業人として必要な基本的態度・人間性および専門知識・援助技術の修得を目的として、「総合科目」と「専門科目」により教育課程を構成し、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の各養成課程に対応した科目を体系的に配置している。また、2年次からは履修コースを設け、学生の関心や進路に応じた専門的学修が可能となるよう編成している。

看護学科においては、看護専門職として必要な知識・判断力・看護技術を修得できるよう、「総合科目」と「専門科目」に加え、「専門基礎科目」を配置し、段階的に学修を深める体系としている。教育課程は、人体の構造と機能、疾病の成り立ち、社会保障制度等の基礎から、看護実践および臨地実習へと発展する構成としている。

幼児教育学科においては、保育・教育の専門職業人として必要な知識・技能・態度を修得するため、「総合科目」と「専門科目」を体系的に編成し、講義・演習・実習をバランスよく配置している。教育内容の関連性については履修系統図により明示し、学生が段階的に学修できるよう工夫している。

また、各学科の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに示された学習成果に対応して編成されており、総合科目における「人間と現代の理解」「生涯学習力」「コミュニケーション」等の科目群と、専門科目における各領域の科目を通じて、卒業時に求められる能力の修得を図っている。さらに、地域志向の教育を推進するため、総合科目に「とやま地域つくりかえ学」の領域を設け、「地域つくりかえ学」および「富山コミュニティ論」等の科目を配置している。これらの科目では、地域の課題を題材としたアクティブ・ラーニングを実施し、学生の主体的な学びと実践力の向上を図っている。

また、専門職学科においては、各業界の動向や専門職に求められるスキルの変化を踏まえ、実務経験を有する教員を中心に、現場の状況を反映した授業科目の開発および編成を行っている。

シラバスにおいては、学修成果、授業内容、事前・事後学修、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等の必要事項を明示しており、学生が学修内容と到達目標を明確に把握できるようにしている(提出-5)。

また、教育の質向上を目的に、全授業科目において学生による授業評価アンケートを毎学期定期的に実施している。収集された評価結果は各担当教員にフィードバックされ、個々の授業改善に活用されるとともに、学科内での共有を通じて組織的な教育改善に繋げている。授業内容の検討に際しては、関連する科目を受け持つ担当者間での会議を定期的に行い、教育内容の重複の調整や、学年をまたぐ指導の連携など、密接な意思の疎通と協力・調整を図っている。

本学は通信による教育課程は設置していない。

以上のことから、教育課程は学習成果に対応した授業科目により体系的に編成され、教育課程編成・実施の方針に基づき適切に運用されている。

教育課程の見直しについては、各学科において関係法令の改正に対応するとともに、学科会議および教務委員会等において毎年度定期的に行っており、継続的な改善を図っている。

また、教育課程の編成および見直しにあたっては、教育課程連携協議会の体制および役割を明確にし、外部の意見も踏まえながら適切に実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

各学科のカリキュラム・ポリシーに示しているとおり、総合科目においては、知識・意欲・コミュニケーションという学力の3要素に対応した科目配置を行っている。また非常勤教員を含めた各科目の担当教員については、教育課程改善委員会において毎年適切に教員資格審査を実施している。これらのことから、教養教育の内容および実施体制は確立している。

なお、教養教育の更なる質向上に向け、FD研修等を通じて教職員間での「福短マトリックス」の活用促進と理解深化を継続的に図っている。

また、総合科目は各学科における専門人材に必要な資質の育成を目的として構成されており、教養教育と専門教育との関連は明確である。

ディプロマ・ポリシーに基づく学修到達度評価基準は、専門知識・技術、倫理観、問題解決力、コミュニケーション力、生涯学習力を測定できるように構成されている。学生は学期ごとにこの評価票を用いて自己評価を行い、その結果は教育課程改善委員会において分析している。分析結果は「富山福祉短期大学の教育の学修成果」として毎年公表するとともに、各学科へフィードバックし、教育課程編成の改善に活用している(備付-8)。

さらに、令和7年度の課題を踏まえ、評価基準の妥当性を再検討および蓄積されたデータの多角的分析手法の導入を検討し、学修成果のより精緻な可視化に取り組んでいる。

以上のことから、教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

各学科の専門教育においては、社会福祉学科では介護福祉士養成課程、社会福祉士養成課程、精神保健福祉士養成課程、看護学科では看護師養成課程、幼児教育学科では保育士養成課程および幼稚園教諭Ⅱ種免許養成課程、専攻科看護学専攻では学士の学位取得課程を編成しており、各課程における実習および実習指導等を中心に職業教育を実施している。

また、総合科目においても、社会福祉学科の「福祉の人間学」「生と死の倫理学」「職業選択と自己実現」、看護学科の「倫理学」「人権論」、幼児教育学科の「職業選択と自己実現」「日本国憲法」等を配置し、教養教育の側面からも職業教育を実施している。

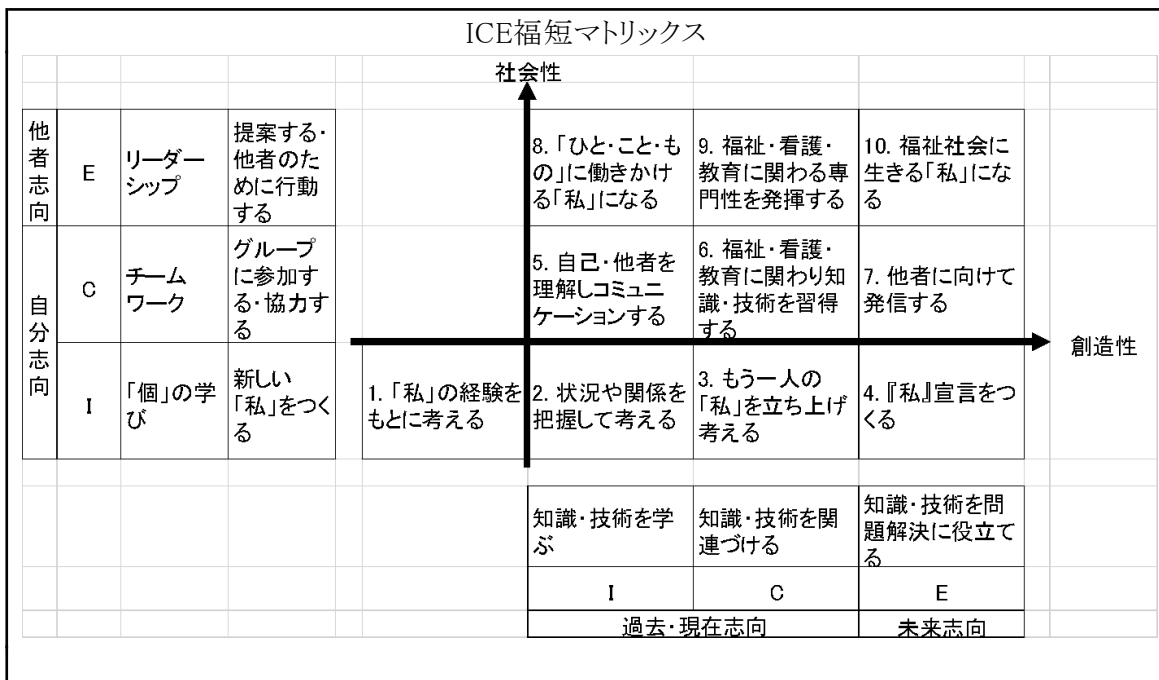
これらの教育課程の実施にあたっては、実務家教員と研究者教員が協働し、「福短マトリクス」に基づき、職業人として必要な能力の育成を組織的に推進している。

以上のことから、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確である。

職業教育の効果を測定・評価するため、毎年12月に前年度卒業生の就職先を対象とした「就職先アンケート」を実施している。調査結果は年度内(3月末まで)に報告書として取りまとめ、各学科にフィードバックし、教育課程編成の見直し等に活用している。令和7年度にはアンケート項目の見直しを行い、専門職としての実践的能力の到達度をより精緻に分析できる体制を整備した。

また、卒業生の在職状況についても定期的に調査を実施しており、職業教育の成果を多面的に把握している。令和7年度の調査では、卒業後3年の在職率は全国平均より高い74.3%であった。

以上のことから、職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。



<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

各学科のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)の妥当性については、社会から求められるニーズに照らしながら、引き続き定期的に検討していく必要がある。また、教育課程についても、社会環境や専門職養成を取り巻く状況の変化に対応しながら、継続的な見直しと改善を図っていくことが求められる。

【社会福祉学科における課題と今後の取り組み】

社会福祉学科では、地域共生社会の実現に向け、多様なステークホルダーから高度な専門性と実践力を備えた介護福祉士の養成が求められている。国が示す「求められる介護福祉士像」では、利用者の尊厳を支えるケア、高い倫理観、多職種協働、個別ケアの実践などが重視されている。また、卒業生からは、より多様な実習施設で学びを深めたいという要望が挙がっている。さらに、福祉現場からは、専門知識・技術に加え、対人援助力、コミュニケーション能力、チームワーク、問題解決力、自己管理能力など、実践現場で必要となる汎用的能力の向上が求められている。

これらのニーズを踏まえ、本学科の課題は、「地域共生社会を支える実践力ある福祉専門職の育成」である。また、留学生の増加に伴い、福祉専門用語や専門職コミュニケーションに関する理解を支援する教育体制の整備も重要な課題となっている。

これらの課題に対応するため、令和9年3月までに「介護実習Ⅰ」の内容を見直し、利用者の尊厳維持や個別ケアに対応した実践的カリキュラムへ再編する。また、令和9年3月までに「地域つくりかえ学」や「キャリアデザイン論」を活用した地域課題解決型の演習授業を導入し、対話力や課題解決力などの実践的能力を育成する。さらに、令和10年3月までに他学科や地域機関と連携した多職種協働教育プログラムを構築し、地域包括ケアに対応できる力を養う。

加えて、令和9年3月までに留学生支援として「福祉専門日本語」等の科目を整備し、専門用語理解やコミュニケーション能力向上を図ることで、安心して学べる教育環境を構築する。

これらの取り組みを通じて、学修成果の可視化と教育改善のPDCAサイクルを強化し、地域社会から信頼される福祉人材の育成を推進する。

【看護学科における課題と今後の取り組み】

看護学科では、医療・地域社会を取り巻く環境変化に伴い、多様なステークホルダーから高度な実践力を備えた看護職の育成が求められている。学生・保護者からは、国家試験合格に向けた支援に加え、現場で活用できる実践的知識・技術、ICTや最新医療に関する学び、安心して学べる支援体制への期待が寄せられている。一方、医療機関や地域・福祉関係機関からは、多職種連携力、高い倫理観、問題解決力、情報活用能力を備え、地域で生活する人々を包括的に支える実践力が求められている。

これらのニーズを踏まえ、本学科の課題は、「地域包括ケアに対応した看護教育への転換」と「高度化・多様化する医療に対応できる実践力の育成」である。急性期医療を基盤としつつ、地域在宅看護や医療安全、ICT・AI活用などを含めた教育内容への再編が必要となっている。また、国家試験合格率の維持・向上や、生涯学習を支える教員体制の充実も重要な課題である。

これらの課題に対応するため、令和9年3月までに「暮らしを支える看護実習」や「地域課題解決論」等を導入し、地域在宅看護領域の教育を強化する。また、令和9年3月までに「在宅医療論」や社会福祉学科との合同授業を導入し、多職種連携教育を推進する。さらに、令和9年3月までに医療安全教育を体系的に整備する。

看護師国家試験対策については、116回看護師国家試験合格率100%を目標とし、令和8年9月までに学生ごとに学修成果の可視化するシステムを構築し、早期支援体制および個別支援体制を強化する。これらの取り組みを通じて、地域社会から信頼される看護職の育

成と、教育の質保証の強化を推進する。

【幼児教育学科における課題と今後の取り組み】

幼児教育学科では、少子化の進行、保育ニーズの多様化、インクルーシブ保育の推進、保育現場のICT化など、保育を取り巻く環境が大きく変化している。高校生や保護者からは、資格取得や就職支援、安心して学べる教育環境が求められている。一方、保育現場からは、即戦力となる実践力、チーム保育への対応力、保護者支援能力が期待されており、地域社会からは子育て支援や地域課題への対応が求められている。

これらのニーズを踏まえ、本学科の課題は、「多様化する保育ニーズに対応できる実践的保育者の育成」である。そのためには、多様な保育現場に対応した実習体制の強化、地域連携教育の充実、保育DXに対応したICT教育の導入が必要である。また、学生指導を担う教員自身の資質・指導力向上も重要な課題となっている。

これらの課題に対応するため、令和9年3月までに「子どもの発達支援コース」「音楽表現コース」「子ども運動支援コース」等の選択制を導入し、多様な保育ニーズに対応できる専門性を育成する。また、令和9年3月までに「地域連携プロジェクト演習」を新設し、地域社会と連携した実践的学びを推進する。さらに、令和10年3月までに保育・福祉・医療分野との多職種連携演習を導入し、チーム保育や協働力を育成する。

ICT教育については、令和9年3月までに連絡帳アプリや保育記録システム等の操作体験を、情報処理関連科目だけでなく「保育実習指導」等と連携させる。これらの取り組みを通じて、学修成果の可視化と教育改善のPDCAサイクルを強化し、地域社会から信頼される保育者養成を推進する。

【広報活動における課題と今後の取り組み】

カレッジガイドへのQRコード掲載や、LINE、Instagram、TikTok、YouTube等のSNSを活用した情報発信を行っている。また、ジオターゲティング広告やリスティング広告、ディスプレイ広告等も活用し、認知拡大を図っている。今後は、これらのツールから本学ホームページへの流入率向上と、必要な情報へ円滑にアクセスできるホームページ整備を進め、満足度向上および離脱防止につなげていくことが課題である。

さらに、GPAや学習到達度評価基準、ICE福短マトリックス等を活用しながら、学習成果の可視化と教育改善を進める必要がある。また、アセスメント・ポリシーに基づき収集したデータを活用し、PDCAサイクルを強化していくことが求められる。

加えて、社会ニーズを踏まえた教育改善を継続的に進めるため、就職先アンケート等を継続的に実施・活用していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科・専攻課程において学習成果は明確である。]※
当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

各学科の教育課程における学習成果は、福祉・介護・看護・保育・幼児教育の各専門分野において必要とされる専門的知識・技術に加え、人権を尊重する倫理観、主体的な問題解決能力、コミュニケーション力、生涯学習力および実践力と実践力から構成されている。これらは、社会福祉士、介護福祉士、看護師、保育士、幼稚園教諭等の専門職として求められる資質・能力として、ディプロマ・ポリシーにおいて、具体的に明示されている。以上のことから、学習成果に具体性がある。

各学科課程の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成されており、学則に定める卒業要件を満たす単位を修得することで、学習成果を獲得できる構造となっている。また、本学ではAD制度および週フォリオを活用した個別支援を実施しており、教員と学生との継続的な対話や面談を通じて、倫理観や主体的問題解決能力、コミュニケーション力、生涯学習力および実践力の育成を図っている。

さらに、各学科においては学年および学期ごとに科目を適切に配置し、基礎から応用・実践へと段階的に学習を積み重ねることができる教育課程を編成している。例えば、看護学科では1年次に基礎科目、2年次に応用的知識・技術科目を配置し、2年次後期から領域別実習へと展開する構造となっている。このように、計画的な科目配置と履修の積み重ねにより、学習成果は一定期間内で獲得可能である。

また、各学科の教育課程は、関係法令に基づく養成課程に対応して編成されており、必要な単位を修得することで、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、保育士、幼稚園教諭のほか、臨床美術士、福祉心理士、BLS初級ライセンス、ICS100ライセンスなどの資格取得に必要な受験資格または免許状の取得が可能となっている。これにより、学習成果は専門職としての到達目標と明確に結びついている。

学習成果の測定については、各科目の評価を総合的に示す指標としてGPAを活用するとともに、各学科において学習到達度評価基準を整備し、全学年において前期・後期に学生による自己評価を実施している。さらに、ルーブリック評価の導入や卒業年次におけるアセスメント・テストの実施により、修得した知識・技能・態度の客観的な測定および検証を行っている。

以上のことから、学習成果は測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)各授業科目の学習成果は、学科・専攻課程の学習成果に対応している。
- (2)教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3)教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

各授業科目の学習成果は、シラバスにおいて授業の教育目標および学習到達目標として明示されており、学科の学習成果に対応している。この対応関係は、カリキュラム・マップにより可視化されており、各科目の学習成果がどのディプロマ・ポリシーに寄与するかが明確になっている。以上のことから、各授業科目の学習成果は学科・専攻過程の学習成果に対応している。

教員は、ディプロマ・ポリシーに対応した学習到達目標および成績評価基準を設定し、その内容をシラバスにおいて学生に明示している。学習成果の評価にあたっては、GPA制度を活用するとともに、期末試験に偏らない評価とするため、期中に中間評価を実施している。中間評価の結果は学生にフィードバックされ、その後の学習改善に活用されている。また、欠席状況や成績不良者については、担当教員および教務委員会により随時把握・共有され、必要に応じて学科での対応が行われている。さらに、実習・演習科目等においては、ルーブリック等を活用し、複数教員による多角的評価を実施することで、評価の客観性の確保に努めている。以上のことから、教員は成績評価基準等に基づき学習成果の獲得状況を適切に評価している。

教員の成績評価の状況については、教務委員会および各学科会議において、学期ごとに成績評価分布の確認や、成績不振者への対応状況の点検を実施している。また、学生による授業評価アンケートの結果と成績評価の関係を分析するなど、評価の妥当性について組織的に検証している。これらの取組により、教員の成績評価の状況を把握し、点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) GPA分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。

(2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。

(3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。

(5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学習成果の獲得状況を量的・質的データにより測定する仕組みとして、本学では「アセスメント・ポリシー」(基準Ⅰ-C-2に既出)を策定し、平成30年10月1日より運用している。

本ポリシーに基づき、GPA分布、修得単位数、学位授与数、国家試験の合格率、資格・免許取得状況、学修ポートフォリオ、学習到達度自己評価アンケート(ルーブリック)等のデータを収集し、学習成果把握および教育改善に活用している。

また、学生による自己評価として、学修到達度自己評価アンケートをGoogleフォームを用いて入学時・進級時・卒業時に実施している。あわせて、学生の実態調査については、短期大学基準協会の「学生生活実態調査」を活用し、全国データとの比較を通じて教育改革に資する分析を行っている。さらに、「授業理解度調査」および「授業時間外学習時間調査」を実施し、学修状況の把握に努めている。

学生の進路に関する指標として、在籍率、卒業率、就職率等のデータを継続的に把握し、学習成果の達成状況の検証に活用している。

卒業生および就職先を対象として調査として、「卒業生アンケート」および「就職先アンケート」を毎年実施している。令和7年3月卒業生については、就職先81事業所(114名分)に調査を実施し、94名分を回収した(回収率83%)。調査結果は分析のうえ「卒業生に関する就職先アンケート調査集計結果報告書」として取りまとめ、教授会を通じて各学科にフィードバックし、教育課程の改善に活用している。また、結果の一部は「キャリア通信」として学生へ還元し、社会に求められる能力の理解促進に活用している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

学習成果の獲得状況の可視化については、学習到達度自己評価アンケートを定期的実施し、学修成果を定量的に把握できる仕組みを整備している。また、卒業生アンケートおよび就職先アンケート」を毎年実施し、その結果を「卒業生に関する就職先アンケート調査集計結果報告書」として取りまとめ、教育成果を示す客観的な根拠資料として活用している。これらのことから、学習成果の獲得状況について可視化した根拠を有している。

学生へのフィードバックについては、定期的な面談を通じて、成績や実習評価、学修ポートフォリオやGPAの推移、ルーブリックによる評価結果を学生と共に確認し、課題の把握および今後の学習方針の検討を行っている。これにより、学生が自身の学習成果を自覚し、言語化できるよう、根拠に基づいた指導を実施している。

学習成果の公表については、教育課程改善委員会において学習到達度自己評価のデータを分析し、「富山福祉短期大学の教育の学習成果」として報告書にまとめ、学内での共有を図っている。しかしながら、学外に対する積極的な公表については、報告書の作成に留まっており、後援会や高校教諭対象説明会での配布、および本学ホームページへの掲載には至っていない。今後は、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、速やかに公表媒体の整備と情報の更新を行う体制を構築する必要がある。

以上のことから学習成果の獲得状況について、学内での集計・分析は行われているものの、外部への根拠に基づいた公表については課題が残る。

<テーマ 基準Ⅱ-B学習成果の課題>

学習成果の把握および活用については、「学習到達度・自己評価アンケート」の分析結果を、教育課程の編成や学習指導に一層反映させていくことが課題である。そのため、学習到達度評価結果を個別フィードバックの充実や、分析手法の高度化について検討を進める必要がある。具体的には、IRデータの分析結果を単なる集計に留めず、各学科の教育改善(PCDA)に直結させるための運用ルールの策定が求められる。

また、各授業科目における学習成果の測定については、シラバスに示された学習目標と評価方法との整合性を点検し、評価の妥当性を高めていくことが求められる。

さらに、成績評価の状況について、全学的、組織的に把握・点検する体制を強化し、学期ごとにそれらを集計、分析を通じた教育改善につなげていく必要がある。今後は点検結果に基づき、成績分布の著しい偏り等が見られる科目に対して、組織としてどのような具体的な是正措置や支援を行うか、その実効性を高める仕組みを構築する必要がある。

加えて、学習成果の公表については、学内でのデータ集計・分析は実施されているものの、ホームページや後援会等を通じた外部への情報公開が十分になされていない。ステークホルダーに対する説明責任を果たすべく、公表媒体の整備と、最新の学習成果データを速やかに公開する運用の定着が急務である。

<テーマ 基準Ⅱ-B学習成果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受け入れ方針に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規定を整備し、規定に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

<区分 基準Ⅱ-C-1の現状>

各学科の入学者受け入れの方針は、本学ホームページにおいて「教育情報」として公表するとともに、オープンキャンパス、志願者対象入試説明会、高等学校教員対象入試説明会等においても周知している。

入学者選抜の方法については、アドミッション・ポリシーに基づき、学校推薦型選抜(公募・指定校・専門学科・総合学科枠、自己推薦)、総合型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人・学卒者選抜、外国人選抜など多様な入試区分を設けている。これらの各選抜においては、書類審査および面接を基本とし、学力の3要素(知識・技能、主体性・多様性・協働性、思考力・判断力・表現力)に対応した評価を行っている。評価基準は明確に定められており、アドミッション・ポリシーとの整合性が確保されていることから、入学者選抜の方法は方針に対応している。

各選抜区分においては、面接、小論文、学科試験、プレゼンテーション試験、大学入学共通テストの成績等を組み合わせ、多面的・総合的に評価を行っている。また、外国人入学試験においては、日本語能力試験(JLPT)N2程度以上またはそれに相当する日本語能力を出願要件とし、日本留学試験(EJU)やJ.TEST等の試験結果の提出を求めることで、学修に必要な日本語能力を担保している。これにより、高大接続の観点から多様な選抜方法を整備し、それぞれの選考基準に基づいた公正かつ適切な選抜を実施している。

また、社会人・学卒者選抜を設けるとともに、実務経験や学習意欲を多角的に評価することで、専門職学科において多様な背景を有する入学者の確保に配慮している。特に専門職学科(看護学科等)においては、社会人経験者等の多様な背景を持つ人材を確保するため、学卒者を含めた別枠の選抜区分を設け、実務経験や学習意欲を多角的に評価することで、入学者の多様性の確保に配慮している。

入学者選抜の実施にあたっては、学内規定を整備し、これに基づき適切に実施している。責任体制については、学長の総括のもと、企画推進部、学事部、各学科および関係委員会が役割を分担し、実施体制を明確にしている。

本学ではアドミッション・オフィスは設置していないが、企画推進部及び学事部がその機能を代替し、各学科のアドミッション・ポリシーに基づいた選抜の企画・実施を担っている。令和7年度の自己点検評価において課題とされた「選抜の客観性向上」および「専門組織による検証」については、アドミッション・オフィスの設置に代えて、入試作問委員会で選抜結果の分析や次年度に向けた改善策の検討を行う体制を強化することで対応している。

以上のことから、入学者選抜は公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとで実施している。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生募集要項に入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確にしている。
- (3) 授業料、その他の入学に必要な経費を明示している。
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

<区分 基準Ⅱ-C-2の現状>

「2026年度学生募集要項」において、短期大学および各学科のアドミッションポリシー（入学生受け入れ方針）を明確に記載している。

また、同募集要項には、各選抜区分（総合型、学校推薦型、一般、共通テスト利用等）ごとの募集人員を一覧表として詳細かつ明確に掲載しており、志願者が各試験の募集人員を正確に把握できるようにしている。

授業料および入学に必要な経費については、入学金、授業料、施設設備費に加え、実習費や諸会費等を含めて明示し、納入時期や方法についても分かりやすく記載している。

学生募集要項は志願者・高等学校教員に配布するとともに、本学ホームページにも掲載し、広く情報提供を行っている。また、新規事項や変更点についてはトピックスとして整理し、志願者・保護者・高等学校教員に対して説明している。

受験に関する問い合わせについては、電話、メール、LINE等の多様な手段により対応している。特に、令和7年度の課題であった「問い合わせ対応の迅速化と共有」への対応として、よくある質問(Q&A)をホームページ上で充実させ、受験生の疑問解消に努めている。

また、外国人入学試験については、志願者の状況に応じてオンライン面接等を活用するなど柔軟な受験環境の提供を行っている。

以上のことから、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

本学はアドミッション・ポリシーに基づき、多様な入試制度を運用し、面接や書類審査を通じて学習の3要素を多角的に評価する体制を整えているが、アドミッション・オフィス(AO)が設置されていない点は組織的な課題である。

また、少子の影響による志願者減少の中で、公正かつ適正な選抜を維持しつつ、専門的な入試運営を支える実施体制の更なる強化が求められていおり、その対応が急務と考える。

さらに、各学科の特性に応じた多様な志願者をより適切に評価できるよう、現在の選抜基準や方法の有効性を定期的に検証し、改善を図ることが重要と考える。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。](旧基準Ⅱ-B-2)

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣(長期・短期)を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-D-1の現状>

本学では、学習成果の獲得に向けて、入学前から卒業まで一貫した学習支援体制を組織的に整備している。

入学手続き者に対しては、学生証関連書類の提出方法や抗体価証明書・ワクチン接種証明書の提出、既修得単位認定等について、文書およびメールにより事前に情報提供を行っている。

入学者に対しては、入学式前に新入生オリエンテーションを実施し、履修手続きや授業、学生生活について説明している。また、各学年において、前期・後期開始時にガイダンスを実施し、履修登録や卒業までの履修計画について丁寧な説明を行っている。あわせて、各学科において資格取得に関する具体的な説明を行い、学習の動機付けを図っている。

学習支援のための情報提供として、「学生ハンドブック」や履修系統図、科目一覧等を作成し、ホームページに公開している。また、実習要項を作成し、学生および実習施設指導者へ配布することで、実習指導の質の向上を図っている。

履修および卒業に至る指導については、各学期開始時の履修登録指導に加え、中間報告や期末の成績配布時にAD面談を実施し、学生の状況に応じた支援を行っている。これらの情報は学科内で共有され、卒業および資格取得、休退学予防に活用されている。また、事務職員も履修登録確認や成績管理、欠席学生の把握等を通じて支援を行っている。

学習上の悩みへの対応としては、AD制度による個別支援に加え、オフィスアワーを設け、学生からの相談に対応している。また、Googleアプリを活用した面談記録の共有や、学習到達度評価基準(ルーブリック)による自己評価を実施している。さらに、「福短マトリクス」に基づき、「週フォリオ」を活用した振り返りを行い、学生の自己形成を支援している。

基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対しては、学科会議による情報共有を行い、時間外の個別指導や補講を実施するとともに、GPAが低い学生や受講態度に課題のある学生に対しては、呼び出しによる注意喚起を行っている。社会福祉学科においては、2年次に国家試験対策講座を実施するとともに、成績不良学生に対する個別学習支援を行っている。看護学科においては、国家試験合格に向け、アドバイザー、学年担当教員による強化学習の機会を設け、個別の学習支援を実施している。

一方、優秀な学生に対しては、各種表彰制度を設けるとともに、シラバスに教科書以外の参考文献を記載し、学びを深めることができるように配慮している。

本学では、通信による教育を行う学科は設置していない。

図書館においては、専属の職員を配置し、図書の検索支援や学習相談に対応している。また、図書・研究委員会を中心に読書感想文コンクールや図書マラソンを実施し、図書館利用の促進を図っている。

学生の海外への派遣(長期・短期)については、各学科が養成する専門職の国内における資格取得および実習を最優先とする教育方針から、現在および今後においても実施する計画はない。

学習成果の獲得状況については、学習到達度評価基準による自己評価を定期的を実施し、その結果を分析している。分析結果に基づいて、学習支援方策を各学科で検討し、『富山福祉短期大学の教育の学習成果』として毎年度公表している。また、これら量的・質的データの分析結果は、FD・SD委員会や学科会議において共有され、次年度の学習支援体制の改善やプログラムの見直しに活用されるサイクルを構築している。

以上のことから、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

本学では、学生の生活支援のために、各学科においてAD(アドバイザー教員)体制を整備し、学生の学習上及び学生生活上の相談・支援に組織的に対応している。AD教員は、学生が記述した週フォリオを活用して定期的に個別面談を実施し、学生の状況を把握している。把握した情報は学科内で共有するとともに、必要に応じて学生委員会および教授会を通じて全学的に共有し、個別対応を組織的に行っている。

学生の生活支援に関する組織として、学生委員会において学友会、5S委員会、ボランティアセンター、サークル、保健室、カウンセリング室、就職等の各支援担当を配置し、組織的な学生生活支援を行っている。

学友会、学園行事、サークル活動等については、学生委員会において学友会支援担当、サークル支援担当を配置し、学生が主体的に参画できるよう支援体制を整備している。

福短祭(学園祭)においても、学生主体の運営を教職員が支援している。

学生のキャンパス・アメニティについては、各館にラウンジ等の休息空間を設置し、丸テーブル、椅子、ソファを配置するとともに、デジタルラボを併設し、談話や学習に活用できる環境を整備している。学生食堂および売店は設置していないが、各号館に自動販売機を設置している。

	1号館	2号館	3号館	4号館	5号館
休息のための空間・施設(ラウンジなど)	119㎡	186.7㎡	78㎡	151.21㎡	76.99㎡

宿舍が必要な学生に対しては、業者から提供されるアパート等の情報を希望者に提供している。通学に関しては、学内に駐輪場および駐車場の設置するとともに、不足分については学外駐車場の情報提供を行い、通学の便宜を図っている。

経済的支援については、オリエンテーション時に学事部が奨学金制度について説明を行い、学外の各種奨学金の事務手続きを行っている。

学生の健康管理、メンタルヘルス支援については、保健室およびカウンセリング室を設置している。保健室は専任職員が常駐していないが、看護学科教職員が窓口となり対応し、利用状況は保健室ノート等により把握している。また、学生委員会保健室担当が定期的に情報収集を行っている。カウンセリングについては、非常勤カウンセラーにより月2回実施し、年間計画を学生に周知している。

学生生活に関する意見や要望については、AD面談を通じて把握するとともに、短期大学基準協会による「学生生活実態調査」を実施し、その結果に基づいて改善策を検討し、対応策を学内掲示等により周知している。また、学内に意見箱を設置し、学生が日常的に意見や要望を提出できる体制を整えている。

留学生に対しては、留学生のための総合科目として「基礎日本語」を配置し、日本語能力の向上を支援するとともに、学事部を中心に在留資格更新、住居、各種手続きの支援を行っている。

社会人学生に対する特別な支援体制は設けていない。

障がいのある学生に対しては、「富山福祉短期大学障がい学生修学支援規程6条」に基づき支援体制を整備し、要支援学生に関する情報を教職員間で共有し、生活支援・授業支援・就職支援を行っている。また、施設面では車いす対応トイレの設置等を行っている。

長期履修生の制度については、令和7年度入学生から制度を適用しており、長期履修生を受入れる体制を整えている。

学生の社会的活動については、卒業時に「活動賞」を設け、地域活動やボランティア活動において顕著な実績を挙げた学生を表彰している。

以上のことから、学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2)就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3)就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4)学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5)進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

就職支援のための教職員組織を整備し、組織的に活動している。進学・就職の相談は、学生にとって最も身近なAD(アドバイザー)教員が担当し、学科全体の状況把握や進捗把握のため、各学科教員の学生委員の1名を進学・就職担当として配している。

全学的な支援組織としては企画推進部があり、学生の進路支援を行っている。その主たる支援内容は、下記のとおりである。

- 各種就職ガイダンス等の案内の受付、アドバイザーへの伝達、学生への掲示
- 就職・編入学ガイドブックの作成・配布
- 求人票の受付、ファイリング、学生への掲示
- 進路希望調査に基づく求人情報の学生への情報配信
- 就職先パンフレット等資料の保管管理
- その他、アドバイザーと連携、サポート業務を担当
- 4年制大学などからの指定校・編入学案内の受付、一覧の掲示
- 就職内定状況集約、資料作成、学内への伝達
- 就職指導や相談、さらにその進捗問合せなどのフォロー
- 学内キャリアアップ講座の企画・告知・募集・実施
- 就職活動情報に関する定期的なメール配信
- 学生病院等説明会の開催

これらの活動は、企画推進部と各学科の進学・就職担当教員が定期的に情報を共有・連携することで、組織的に実施されている。以上のことから、就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

就職支援のための設備を次のように整備し、学生の就職支援を行っている。全学的な就職支援の窓口として、2号館に企画推進部を設置し、様々な就職支援を行っている。同施設内には、求人票や施設パンフレット等の資料閲覧コーナー、個別面談スペースを完備しており、学生が随時相談できる環境を整えている。学内での就職対策としては、内定済みの上級生や卒業生を招いた学内ガイダンスを各学科ごとに実施している。

看護学科については、病院説明会を実施し、就職へのミスマッチがないように相互理解の向上に努めている。実習等で求人票をこまめに見ることができない学生をフォローする体制として、求人票をPDF化し、学外からも学生がいつでもどこでも簡単に確認でき応募や問い合わせができるようになっている。また、就職活動に難のある学生に対し、アドバイザーと連携しながらハローワークによる学内での出張面談等の個別対策をとっている。以上のことから、就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を次のように行っている。資格取得においては、各学科のカリキュラムが資格取得のための構成になっており、ほとんどの学生たちが資格取得を目指している。その他の資格に対しては系列の専門学校が行っている各種講座を紹介している。就職試験対策としては、学内で「キャリアアップ講座」と称し、会社訪問対策、履歴書対策、面接試験対策、小論文対策、ビジネスマナー講座などを授業に影響のない空きコマで実施している。特に、公務員試験や国家試験対策については、学科ごとに特

別講座や模擬試験を実施し、きめ細やかな指導を行っている。同時に、進路希望調査を行うことで、具体的な就職に向けた意識向上を図っている。以上のことから、就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。毎年、就職状況を把握するため、各月ごとの内定率が分かるように「内定率推移」として取りまとめている。卒業時にその年の内定率推移を分析し、それぞれの学科における就職状況と、実習期間や該当職種の新規募集時期、学生の状況等を考慮して、次年度の就職支援をどのように進めていくか検討している。この分析結果は、全学的な教職員会議や学科会議で共有され、ガイダンスの実施時期の見直しや、個別指導の重点化などの改善策に反映されている。以上のことから、学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

進学・編入学希望学生に対して次のような支援を行っている。4年制大学などからの指定校・編入学案内の受付、一覧にまとめて掲示を行い、学生への周知・フォローを行っている。また、進学希望者に対する本学独自の奨学金制度として「4年制大学編入『私』宣言奨学金」制度を設け、卒業年次後期授業料相当額を奨学金として給付している。なお、本学の教育方針として、国内での資格取得と専門職としての就職を優先しているため、留学に対する具体的な支援プログラムは設けていないが、学生から相談があった場合には個別に応じられる体制をとっている。以上のことから、進学に対する支援体制を整備し、適切に支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

看護師国家試験の合格率が全国平均を下回っていることは、本学における最も重要な課題である。これまで国家試験対策プロジェクトチームを中心に、AD教員による個別指導を実施してきたが、十分な成果には至っていない。このため、個別指導に加え、学科全体としての体系的かつ継続的な国家試験対策の構築、学習到達度に応じた段階的支援、早期からの学習習慣の定着を図る取り組みなど、組織的な支援体制の強化について検討する必要がある。

「学習到達度・自己評価アンケート」について、ディプロマポリシーに対する教育目標および学習到達目標の達成度合いや学習成果についての分析結果を今後の教育課程の編成や学習指導にさらに活用していく必要がある。合わせて、学習成果への貢献および学習成果の認識を含め、学習成果の獲得に向けて具体的に貢献するために何が必要か、今後検討をすすめる必要がある。「学生による授業評価」については、第三者評価の観点も踏まえ、適切な情報公開と評価指標および評価基準を明確化し、どのように教育活動の改善に活用していくかの更なる検討が必要である。図書館の利用を促進するためには、学生が希望する図書の購入、授業での図書館利用の推進、留学生に対するサービス向上などを更に進めていく必要がある。

学生生活支援のベースとして、AD制度による支援・指導の一層の充実と支援の平準化が望まれる。定期的なAD面談を通して、時期を逃さず適切な学生支援や継続的な支援がなされることが重要である。学友会・5S委員会・学生ボランティアコーディネーターなどの学生生活活動は、学生自身が主体的に進めていけるような支援をすることで、学生間交流が活発になり、学生生活全体に良い効果を及ぼすと考えられる。学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、保健室利用者や精神的な悩みを抱える学生が増加しており、そのような学生支援の必要性が増している。多様な支援を必要とする学生へ細やかに対応するためにも、保健室及びカウンセラー室の担当職員の配置、また担当職員と教職員との連携についての検討が必要である。

富山県内の福祉・医療・教育分野の就職活動開始は、他県や一般企業と比べて遅い傾向にある。また、学生は春から秋にかけて資格取得に必要な実習が長期で予定されており、就職活動に熱を入れる時期が遅くなりがちである。学生の就職活動状況はアドバイザー教員が定期的に面談で把握し、キャリア・就職支援スタッフと共有しているが、学科内でも学生に

よって活動スピードに大きな差が生まれている。今年度はキャリアアップ講座の時期を早めるなど対応したが、引き続き学科で就職スケジュールを共有し、学生にも事前に周知するなど対応が必要である。就職先となる施設等からの来学対応に時間を取られ、訪問活動が十分にできておらず、短大から積極的に訪問し、求人依頼や求められる人材のニーズ調査する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>
特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

本学においては、社会福祉学科、看護学科、幼児教育学科の3学科を設置しており、新たに令和4年4月に専攻科看護学専攻を設置している。それぞれの学科においては、短期大学設置基準第22条に定める教員数を準拠して教員組織を構成している。

また、各学科の専任教員は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条および第5条、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条、再課程認定基準に基づいた申請により、真正な学位、教育実績、研究実績、制作物発表、その他の経歴等を審査された上で、社会福祉士・介護福祉士・保育士・幼稚園教諭・看護師の各養成施設(学校)としての教員要件を満たされている。

各教員の研究業績等については、本学ホームページ(情報公開)において公表している。

さらに、各専任教員は年に一度、文部科学省様式の教員個人調書(履歴書および教育研究業績書)を提出している(備付-22、23)。

以上のことから、本学は短期大学及び学科・専攻課程に必要な教員を配置しており、専任教員は短期大学設置基準に定める基準を充足している。また、専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づき、短期大学設置基準の規定を充足している。

社会福祉学科社会福祉士コース及び介護福祉士コースにおける専任教員の科目担当は、それぞれの養成課程の教員資格要件を満たし、かつ教員の資格・業績に基づいた配置としている。看護学科及び幼児教育学科においても同様に、教員の専門性および業績に基づいた適切な科目担当配置を行っている。

なお、各学科における非常勤講師(兼任教員)の配置については、教育課程改善委員会において「教育課程編成・実施の方針」との整合性を定期的に審査・確認している。実務経験を有する教員を適切に配することで、理論と実践をバランスよく構成し、各学科の養成目的に沿った教育体制を構築している。以上のことから、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。

非常勤講師の採用については、専任教員配置後に必要な科目について、研究業績や経歴等を基に、該当学科および教育課程改善委員会において短期大学設置基準の規定を準用して審査を行い、組織的に適正を確認を行った上での採用している。審査にあたっては、学位や研究業績に加え、実務経験についても本学の教育方針に照らして適正に評価している。以上のことから、非常勤教員の採用は、短期大学設置基準の規定を準用して適切に実施している。

また、教育課程編成上、補助教員が必要な科目においては、科目の特性及び補助教員の適格性を確認した上で配置している。特に実験・実習・実技を伴う科目において、学生の安全確保と指導の充実を図るため、指導補助者を適切に配置し、教育効果の維持・向上に努めている。以上のことから、教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

教員の採用・昇格は下記の各規程(備付-規程集)に基づき実施している。

- ・浦山学園教職員採用規程
- ・富山福祉短期大学教員職位判定要件に関する内規
- ・富山福祉短期大学教員の職務内容及び職位判定要件に関する基準
- ・富山福祉短期大学教員資格審査規程

また、非常勤講師の新規採用にあたっては、教育課程改善委員会において、適性の審査を行っている。以上のことから、教員の採用および昇任は、関係規定に基づき適切に実施している。また、これら一連の教員配置および採用プロセスについては、令和7年度の課題を踏まえ、透明性と客観性を確保に留意した運用を継続している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等)は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金等を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

本学の専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等)は、年々活発化しており、論文投稿や学会発表等において成果を上げている。各学科のカリキュラム・ポリシーに基づき、担当教員の専門性の妥当性については教育課程改善委員会において毎年定期的に確認しており、担当科目の領域に関連した研究活動の推進を図っている。令和7年度における学会発表は3件であった。以上のことから、専任教員の研究活動は教育課程編成・実施の方針に基づき成果を上げている。

外部研究資金については、令和7年度は科学研究費補助金への応募が2件、継続課題が3件あり、外部資金の獲得に取り組んでいる。以上のことから、専任教員は科学研究費補助金等の外部資金の獲得に努めている。

本学では、研究・教育水準の向上と地域社会への貢献を目的として共同研究制度を設けており、令和7年度は3件の研究課題が採択された。

本学では、専任教員の研究活動に関する規程として、富山福祉短期大学教員個人研究費規程、富山福祉短期大学研究倫理綱領、富山福祉短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程等を整備している(備付-規程集)。以上のことから、専任教員の研究活動に関する規程を整備し、研究環境の整備に努めている。

研究倫理の遵守については、『研究倫理についての研究者(教員)教育・研修の受講に関する事項』(備付-規程集B232)に基づき、研究者は研究倫理講習会またはe-learning(eLCoRE)を少なくとも5年ごとに受講することとしている。以上のことから、専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

本学では、専任教員の研究成果の発表の場として研究紀要『共創福祉』を定期的に発刊しており、令和7年度は第20巻第1号および第2号を発刊し、計5編の論文を掲載した(備付-27)。以上のことから、専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。

本学では、助教以上の専任教員に対して20㎡以上の研究室を配置するとともに、各学科に実習室を整備し、研究および教育のための環境を整備している。また、専任教員には週1日の研究日を設けており、研究・研修を行う時間を確保している。以上のことから、専任教員の研究、研修等を行う環境および時間を確保している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等については、『富山福祉短期大学教員研修規程』(備付-規程集A210)に定めている。以上のことから、専任教員の留学、海外派遣等に関する規程を整備している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務等関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規定に基づき適切に保管している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

本学の事務組織は、企画推進部・学事部・図書館で構成されており、浦山学園事務組織規程(備付-規程集A101)および組織機能図に基づき、各部署の責任体制が明確にされている。これらはグループウェアで常時閲覧可能な状態にあり、情報共有が図られている。また、月1回の職員全体会議において各部署の業務状況を確認し、必要な情報共有を図っている。さらに、各部署の役割は業務分掌(備付-規程集B214)に明示されており、職員はその遂行を通して専門的な職能を形成している。加えて、業務マニュアルの整備・更新により、業務の標準化と専門性の継承を図っている。以上のことから、事務職員は事務をつかさどる専門的な職能を有している。

事務職員の能力や適性の発揮に向けては、個人目標において学習成果の獲得に関する視点を明確にし、部署内でその意識を共有している。さらに、定期的な面談を通じて能力開発の要望を把握し、外部研修への参加を奨励するなど、職員の資質向上を図っている。以上のことから、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務に関する規程については、浦山学園事務組織規程(備付-規程集A101)に基づき整備されており、業務分掌により具体的な業務内容が明確化されている。また、各部署にはパソコンやOA機器等の業務に必要な設備を整備し、ネットワークを通じた情報共有を行っている。さらに、学務情報システムの高度化やペーパーレス化を推進し、業務の効率化と情報管理の適正化を図っている。以上のことから、事務関係諸規程を整備するとともに、事務室、情報機器、備品等を適切に整備している。

SD活動については、「富山福祉短期大学FD・SD委員会規程」(備付-規程集B222)に基づき実施している。研修内容はFD・SD委員会において検討され、本学に必要なテーマを設定し実施している。教職員が講師を担うことにより、知識の深化と教育活動全体の質の向上につなげている。以上のことから、SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

日常業務においては、定期的なミーティングにより進捗状況を確認し、課題や問題点を共有している。特に年度末には業務実績の点検・評価を行い、次年度に向けた改善計画を策定・実行している。以上のことから、日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

また、事務職員は本学の教育目標「つくり、つくりかえ、つくる」を踏まえ、教務委員会等の各種委員会や学内会議に参加し、教員や関係部署と連携しながら学習成果の向上に資する業務を推進している。以上のことから、事務職員は学生の学習成果の獲得向上に向けて組織的に関与している。

学生の成績記録については、規程に基づき適切に保管している。学務情報システムにおいてアクセス権限を厳格に管理するとともに、原本(成績台帳)は施錠可能な保管庫で耐火対策を講じて保管している。また、定期的なバックアップおよびデータ整合性の確認を行い、記録の安全性および信頼性を確保している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割りや責任を規定している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

< 区分 基準Ⅲ-A-4の現状 >

本学では、学生の学習成果の獲得を確かなものにするため、学則および関係諸規定に基づき、教職員相互の役割分担と組織的な連携体制を明確に規定している。

教育研究活動および学生支援を組織的に推進するため、「短大運営会議」や「教務委員会」、「学生委員会」等の各種委員会を設置し、教職協働による運営体制を構築している。これらの委員会は、それぞれの所掌事項および役割が規程により定められており、教職員が役割分担のもとで協働し、組織的な連携体制を確保している。特に、学修成果の点検や教育課程の改善については、学事部長および各学科長で構成される会議やプロジェクトチームを中心として、継続的な検討および調整を行っている。

また、事務組織においては、業務分掌規程に基づき各部署の職務権限および責任が明確化されている。事務職員は、各種委員会への参画や教員との情報共有を通じて、教職協働による学生支援および教育環境整備に組織的に関与している。さらに、FD・SD委員会を中心として、教員および事務職員が共に教育の質向上に向けた資質向上を図る研修体制を整備している。以上のことから、教職員相互の役割分担の下での協働および組織的な連携体制を確保している。

教育活動に関する責任の所在については、学則および関係諸規程に基づき、学長を最高責任者とし、その下に学事部長および学科長を配置する体制を整備している。各学科における教育目的・目標の達成については学科長が責任を担い、学科会議等を通じて教育の質の維持・向上を図っている。また、個々の授業科目については、シラバスに到達目標および成績評価基準を明示することにより、担当教員の教育責任と学習成果の保証を明確にしている。

さらに、研究活動についても「富山福祉短期大学研究倫理綱領」等の規程に基づき、研究遂行上の責任および倫理を明確にし、組織的な管理体制の下で適正な運営を担保している。以上のことから、教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)教職員のSD活動に関する規定を整備し、適切に実施している。
- (2)教員のFD活動に関する規定を整備し、適切に実施している。
 - ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (3)指導補助者の研修に関する規定を整備し、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-5の現状>

本学では、「富山福祉短期大学FD・SD委員会規程」に基づきFD・SD委員会を設置し、教職員の資質向上を目的としたFD研修およびSD研修の企画・実施を行っている。以上のことから、FD・SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している(備付-29)。

なお、令和7年度においては、教職員を対象として以下のFD・SD研修会を実施した。

- ・FD研修:令和7年7月16日(水)「UGAIの理解」
- ・SD研修:令和7年8月20日(木)「動いて整える心と体:30分ストレッチ」

教員は、FD活動を通して授業および教育方法の改善を行っている。FD活動の一環として、相互授業参観を各専任教員について計画的に実施しており、その結果は報告書としてまとめ、各教員にフィードバックしている。教員はこれらの結果を活用し、授業改善に取り組んでいる。さらに、FD活動の一環として、授業改善や学生支援に資するテーマについて、各学科が輪番で担当する研究会(共創福祉研究会)を毎年実施し、その成果を本学の研究紀要である「共創福祉」に掲載している(FD研修会の実施内容については基準Ⅰ-A-1に記載)。以上のことから、教員はFD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

指導補助者に対する研修については、教育方法、学生対応、個人情報保護および医療安全等に関する内容を含め、各学科において必要に応じた指導および研修を実施している。また、令和8年度に向けて、指導補助者に対する研修の体系化および規程の整備を進めており、教育の質保証のさらなる向上を図る予定である。以上のことから、指導補助者の研修についても適切に実施するとともに、体制の充実に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。](旧基準Ⅲ-A-4)

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2)教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3)教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。
- (4)教職員の採用、昇任は就業規則、選考規定等に基づき適切に行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-6の現状>

教職員の就業に関する諸規程は、「浦山学園就業規則」(備付-規程集A109)をはじめ、「浦山学園契約職員に関する就業規則」(備付-規程集A110)、「浦山学園パートタイム職員に関する就業規則」(備付-規程集A136)、「富山福祉短期大学専任教員の勤務に関する内規」(備付-規程集A229)等により整備されている。以上のことから、教職員の就業に関する諸規程を整備している。

これら就業に関する諸規程は、クラウド上のデータベースに保存され、全教職員が常時閲覧可能な状態で整備されており、適切に周知されている。また、各規程は随時見直しを行い、必要に応じて改廃を実施している。改廃があった場合には全教職員へ通知するとともに、労務管理に関する意識啓発の機会においても規程内容を明示し、周知徹底を図っている。以上のことから、教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

教職員の就業については、就業規則および関係諸規程に基づき適正に管理している。特に時間外勤務の状況については、毎月常任理事へ報告を行い、時間外勤務の増減を継続的に把握・分析している。必要に応じて教職員へ適切な労務管理を促す通知を行っている。また、月1回の衛生委員会を開催し、教職員の就業状況を確認するとともに、適正な就業環境の維持に向けた情報発信を行っている。さらに、同委員会の主導により、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施している。以上のことから、教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

教員の採用および昇任は、以下の各規程(備付-規程集)に基づき適切に実施している。

- ・浦山学園教職員採用規程
- ・富山福祉短期大学教員職位判定要件に関する内規
- ・富山福祉短期大学教員の職務内容及び職位判定要件に関する基準
- ・富山福祉短期大学教員資格審査規程

また、非常勤講師の新規採用にあたっては、教育課程改善委員会においてその適正を審査し、組織的に確認した上で採用を行っている。以上のことから、教職員の採用および昇任は、就業規則および選考規程等に基づき適切に行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

設置基準や諸規程に基づいた教職員配置、組織的な連携体制、および労務管理の基盤は概ね整っているものの、今後は令和8年度に整備予定の指導補助者向け研修の着実な実施と体系化を図るとともに、中長期的な教員組織の持続可能性を見据えた年齢構成の最適化(世代交代計画の明文化)や、実施した各種研修および教育活動の改善成果が学生の学修成果にどう寄与したかを客観的に検証・評価する仕組みをさらに強化することが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

将来、地域アクセス確保特例制度を申請する前段階として、3学科と外部の大学・短大における互換性を模索しオンライン及びオンデマンド授業が可能となる施設との連携を図るための準備を早急に進める。まずは3学科において、どの科目をどのように連携できるか検討した上で、連携が可能な大学・短大との協定を締結し、2027年度よりスタートする計画である。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を保ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2)学生に対する教育又は構成補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍等の厚生施設を設けている。
- (3)校舎は、教育研究に支障がないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4)校舎の敷地には、学生が交流、休憩等に利用するのに適切な空地を有している。
- (5)校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6)教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7)専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
- (8)専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (9)通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (10)教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11)図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している
- (12)図書館等は、教教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
 - ① 購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。
- (13)多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学のキャンパスは、地域福祉の中核を担う専門職を養成する場として、短期大学設置基準の規定を充足する物的資源を整備し、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき効果的に活用している。

本学の校地面積は15,572.84㎡であり、収容定員520名に対する基準面積5,200㎡を大幅に上回っている。校舎についても総面積8,602.67㎡(基準面積6,500㎡)を有し、いずれも短期大学設置基準を充足している。以上のことから、教育にふさわしい環境を備えた校地・校舎を整備している。

校地内には、学生が講義の合間に交流や休憩に利用できる空地を有しており、学生ラウンジやラーニングセンター、Uホール(体育館)等の共用スペースが、学科を超えた学生間の交流および主体的学習の場として機能している。以上のことから、学生が交流・休憩等に利用できる適切な空間を確保している。

学生に対する教育および厚生補導を行うため、スポーツ施設として屋外テニスコート2面および体育館(671.35㎡)を整備している。これらの施設は、授業での活用に加え、学生の自主的活動の場としても利用されており、適切に管理・運用されている。以上のことから、必要なスポーツ施設等を整備している。

校地・校舎の整備にあたっては、バリアフリー化を推進しており、段差箇所へのスロープ設置、エレベーターの配置、点字ブロックおよび多目的トイレの整備等により、障がいのある学生や来学者に対応した環境を整えている。以上のことから、校地および校舎は障がい者に対応している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室、演習室、実習室を適切に整備している。具体的には、介護実習室、家政実習室、保育実習室、看護実習室など、各養成課程に必要な学内実習施設を配置し、必要な機器・備品を備えている。これらにより、講義、演習、実験・実習等を行うために必要な種類と数の教室および設備を整備している。

また、専任教員および基幹教員に対しては個別の研究室を整備し、教育研究活動に必要な環境を提供している。

本学では、通信による教育を行う学科は設置していないため、当該事項には該当しない。

図書館は専有延床面積230㎡を有し、蔵書数30,140冊(2026年3月31日現在)、学術雑誌67誌、座席数62席を備えている。図書、視聴覚資料、学術雑誌等を系統的に整備し、学生の学習および教員の研究活動に資する環境を提供している。以上のことから、教育研究上必要な資料を整備し、適切に提供している。

図書の選定については、各学科教員の選定および図書・研究委員会による確認を経て購入しており、廃棄についても同委員会の審議および学長承認のもとで実施している。以上のことから、購入図書選定システムおよび廃棄システムが確立している。

図書館においては、社会福祉、介護福祉、看護、幼児教育等の各分野に関連する資料を整備し、授業および研究に活用されている。以上のことから、教育研究上必要な資料の利用環境を整備している。

多様なメディアを活用した授業実施のため、学内Wi-Fi環境の整備を行い、Google Workspace(旧G-Suite)を導入することで、オンライン授業の配信・受講が可能な体制を整備している。以上のことから、教室外における授業実施に必要な環境を整備している。一方で、より高度な活用に向けた環境整備については、今後の課題として継続的に検討している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

本学では、「浦山学園固定資産及び物品管理規程」(備付-規程集A117)および「浦山学園実地棚卸実施要領」(備付-規程集A146)を整備し、施設設備および物品(消耗品・貯蔵品等)の適切な維持管理を行っている。これらの規程は財務諸規程に含まれ、維持管理の基盤として機能している。以上のことから、固定資産管理規程等を整備している。

また、これらの規程に基づき、施設設備および物品の管理・点検・棚卸を実施しており、適正な維持管理に努めている。以上のことから、諸規程に従い施設設備および物品を適切に維持管理している。

本学では、消防法に基づき、防火管理に関する必要事項を定めた「消防計画」(備付-規程集C209)を整備し、火災、地震等の災害の予防および被害軽減を図っている。自衛消防組織を編成し、通報連絡、初期消火、避難誘導、応急救護の役割分担を明確にし、全教職員に周知している。また、防犯対策についても関連規程を整備し、学内の安全確保に努めている。以上のことから、火災・地震対策および防犯対策に関する諸規程を整備している。避難訓練については、近年は感染症の影響等により実施に至らなかったが、消防計画に基づく点検体制は維持しており、訓練実施に向けた体制は確保されている。今後は計画的に訓練を再開し、安全管理のさらなる徹底を図る予定である。以上のことから、点検体制は維持されており、訓練についても継続的に実施する体制を整えている。

ITシステムのセキュリティ対策については、「浦山学園ネットワーク管理方針」および「浦山学園ネットワーク管理安全対策基準」(備付-規程集A129、A130)に基づき、安全かつ安定した情報システム環境の維持に努めている。以上のことから、コンピュータシステムのセキュリティ対策を適切に行っている。

省エネルギー・省資源対策については、「福短 省エネの取組み」として学生および教職員への啓発を行い、6月から9月にかけてクールビズを実施するなど、地球環境保全に配慮した取り組みを行っている。以上のことから、省エネルギー・省資源対策および環境保全への配慮がなされている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学は、短期大学設置基準を充足する校地・校舎を整備し、全館へのエレベーター設置などのバリアフリー化を完了させているが、施設の老朽化による修繕対応が多く見受けられるようになってきており、予算・収支を考慮しながら中長期修繕計画を策定するなど、計画的に対応していく必要がある。また、学生の利用数増加に向け、図書館の学習スペースの拡充や、学生が希望する図書の購入、留学生に対するサービス向上といった利用促進策をさらに進める必要があるほか、ICT環境についても多様なシチュエーションを想定した更なる高度化が課題である。安全管理面については、近年実施に至っていない避難訓練を計画的に再開し、防災対策として近くを流れる下条川の氾濫や地震による津波を想定した水害の訓練の検討が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2)情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3)技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4)技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5)教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6)学生の学習支援のために必要な学内LANを整備し、適切に活用し、管理している。
- (7)教員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8)コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

本学では、短期大学設置基準および各養成校としての指定規則に準拠し、各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーに基づいて、実習室、パソコン教室、音楽室、美術室等を整備している。また、全館にWi-Fi環境を整備し、学生がインターネットやGoogle Educationのシステムを活用できる環境を整えている。さらに、各学科にデジタル教育推進委員を配置し、学生・教員からの問い合わせに迅速に対応できる体制を整えている。以上のことから、技術サービス、専門的支援および施設設備の向上・充実を図っている(備付-30)。

各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーに基づき、情報リテラシーの向上を目的とした科目として「ICTベーシック」「ICT情報リテラシー」を開講している。これらの授業のため、2号館3階にコンピュータ室を設置し、パソコン、ディスプレイ、プリンター等を配備している。また、教職員に対してもFD・SD研修として情報技術に関する研修機会を提供している(令和7年7月16日「UGAIの理解」)。以上のことから、情報技術の向上に関するトレーニングを学生および教職員に提供している。

学内の情報機器および設備については、定期的な更新を行うとともに、故障等が発生した場合には速やかに対応しており、計画的に維持・整備し、適切な状態を保持している。また、コロナ禍における遠隔授業対応としてGoogleのクラウドサービスを導入するなど、技術的資源の見直しと活用を継続的に行っている。以上のことから、技術的資源と設備を計画的に維持・整備し、適切に活用している。

教職員には1人1台ノート型PCを貸与し、共用プリンター(複合機)を各館の事務室に配備している。また、非常勤教員用としてもノート型PCを各館に設置している。以上のことから、教職員が授業や大学運営に活用できるよう情報機器を整備している。

学生の学習支援のため、PC室や各館のデジタルラボラトリーに複数台のPCおよびプリンターを設置し、常時利用可能な環境を整備している。学内ネットワークは有線・無線LANにより構築されており、教職員セグメントと学生セグメントを分離することで情報セキュリティにも配慮している。有線LANは体育館を除くすべての建物に設置されており、Wi-Fi環境も学内全域で利用可能である(備付-32)。以上のことから、学生の学習支援のための学内LANを適切に整備・管理している。

授業においては、クリッカーやWeb会議システム、Google Education等を活用し、教員が新しい情報技術を取り入れた教育を実施している。以上のことから、教員は情報技術を活用した効果的な授業を行っている。

また、コンピュータ室等の特別教室を整備し、情報教育およびICT活用授業に対応できる環境を整えている。以上のことから、特別教室の整備がなされている。

<テーマ 基準Ⅲ-C技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

技術的資源と設備の両面において、合理的な年次計画・中期計画を作成し、計画的に維持・整備しつつ、技術的資源の分配を常に見直し、活用していく必要がある。また、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備しているが、より高精度の通信環境を整備していく必要がある。合わせて、昨今のサイバー攻撃等の脅威に対応するため、学内ネットワークのさらなる管理体制の強化と、情報セキュリティ対策の高度化を継続的に進めていく必要がある。情報技術の向上に関するトレーニングを学生および教職員に提供すること、および、学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させることにおいて、今後、さらなる検討が必要である特に、生成AI等の新しい情報技術の進展に対応した教育・校務への活用能力向上(ICTスキルアップ)に向けた教職員研修の充実、および遠隔授業等にも柔軟に対応できる学修環境の整備を計画的に行っていかなければならない。

<テーマ 基準Ⅲ-C技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費を適切に措置している。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 会計監査人の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑦ 学校法人会計基準に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を正確に作成し、これらを保存している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

過去3年間において、資金収支は均衡している。一方、事業活動収支については、平成30年度および令和元年度は赤字であったが、令和2年度以降は経費節減を進め支出を抑制した結果、収入超過となっている。以上のことから、収入超過または支出超過の要因について把握している。

貸借対照表においては、資産総額は40億円台、純資産総額は30億円台を維持しており、健全な状態で推移している。

短期大学の財政は法人全体の財政に大きな影響を与えるとの認識のもと、両者の関係を把握している。法人全体の教育研究活動によるキャッシュフローは黒字であり、資金ショートのおそれはない状況である。しかし、令和7年度の事業活動収支は赤字となる見込みであり、その要因として短期大学における入学者数の減少が挙げられる。今後は、私学事業団への経営相談等も含め、短期大学の再建に向けた取組を加速する。以上のことから、短期大学の存続を可能とする財政の維持に努めている。

退職給与引当金については、平成20年度より全在籍教職員の期末要支給額の100%を引き当てている。

資産運用については、「浦山学園資産運用規程」に基づき、安全性を最優先とし、資金繰りに影響が生じないよう複数の金融機関を比較した上で適切に管理している。

教育研究経費については、経常収入に対して30%を超える支出を確保しており、教育研究活動の質の維持・向上に資する水準となっている。

教育研究用の施設設備および学習資源(図書)については、予算審議を経て適切に資金配分が行われている。

独立監査人(監査法人所属の公認会計士)による監査は計画的に実施されており、指摘事項については関係部署が適切に対応し、学内で共有している。

寄付金の募集および学校債の発行は実施していないが、多様な財源確保の観点から、「寄附金事務取扱規程」に基づき継続的に検討を行っている。

令和7年度における入学定員充足率は59.3%、収容定員充足率は70.0%であり、妥当な水準とはいえないことから、引き続き改善に取り組んでいる。

学生数に応じた予算編成を行い、支出については理事会承認のもと事業計画に基づき執行している。以上のことから、収容定員充足率に応じた財務体質の維持に努めている。

以上のことから、計算書類等に基づき財的資源を把握し、分析している。

中期経営改善計画に基づき、各部門の課題および対応策を明確化した上で、関係部門の意向を反映した事業計画および予算を策定し、2月の理事会にて承認している。

承認された事業計画および予算は、各部署へ速やかに伝達されている。

事業計画の進捗はMR会議にて、予算の執行状況は月次報告書により確認し、適正に管理している。

日常的な出納業務については、各部署の経理担当者および上長、箇所長の承認を経て、学園本部、常任理事を通じて理事長に報告している。

資産および資金の管理・運用については、寄附行為および関連規程に基づき、元本保証を原則とした安全な方法で運用している。資産は固定資産管理表により管理し、実地棚卸も毎年度実施している。

資金状況および月次試算表は毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

会計処理は学校法人会計基準および関係法令に基づき適正に実施しており、会計帳簿および計算書類は正確に作成し、適切に保存している。

以上のことから、財的資源を毎年度適切に管理している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2について

(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

学園では、令和5年度に第4期中期経営改善計画(令和6年度～令和10年度)を策定し、今後5か年において取り組むべき事項を明確化するとともに、各部署の重点目標と連動させている。「私学の経営分析と経営改善計画」に示される経営判断指標に照らすと、本法人の現状は「B0」段階に相当するが、財務改善の観点は極めて重要であることから、財務上の数値目標についても改めて明確に設定している(提出-16)。以上のことから、短期大学の将来像を明確にしている。

また、財務的な数値目標の達成においては学生募集が大きな要素となるため、中期経営改善計画において、短期大学の強み・弱み等について定期的に客観的な環境分析を行うこととしている。以上のことから、短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

第4期中期経営改善計画においては、①財務計画(目標)、②学生募集、③教学改革、④新規事業の創出、⑤人事政策・人材育成、⑥DX化の推進、の6つを主要テーマとして掲げ、各部署において具体的な活動計画を立案し、各年度のKPIを設定している。また、Smart Campus構想を立ち上げ、学園全体でデジタル化を推進する体制を整えている。

学生募集対策および学納金計画については、令和10年度までの学生募集数値計画を学科・専攻単位で策定し、新学科設置計画等の要素も踏まえながら、学生募集に連動した財務計画を策定している。以上のことから、学生募集対策と学納金計画は明確である。

人事計画については、教員については学科ごとの専任教員要件数を満たしており、現時点では適切な配置となっている。一方で、教職員の年齢構成の高齢化や定年等に伴う人員不足への対応として、採用および人材育成を含めた中長期的な人材確保計画の検討が課題である。また、職員については新規採用が続き、勤務年数の短い職員が増加していることから、業務引継ぎの徹底とAI等を活用した効率的な業務推進体制の構築に努める必要がある。

施設設備については、大規模修繕や教育備品の整備が必要となる場合、緊急性・必要性・学園の財政状況を踏まえ、優先順位を付して年度当初の予算に計上し、対応している。

今後予想される施設設備の拡充・整備についても、中長期的な観点から検討していくこととしている。以上のことから、施設設備の将来計画についても検討を進めている。

外部資金の獲得については、教育の質向上や地域貢献に関する公開講座等を通じて、補助金および公開講座収入の増収を目指している。また、寄付金収入については、現時点では十分に見込めていないが、学園全体を対象とする「浦山学園寄付金事務取扱規程」(備付-規程集A145)を制定し、寄付金募集活動を具体化するための体制整備の検討を開始している。以上のことから、外部資金の獲得等に関する計画を有しているが、体制の強化が課題である。

以上のことから、経営実態および財政状況に基づき、経営改善計画を策定している。

短期大学全体としては収支のバランスを保っているものの、入学定員を充足できていない学科もあることから、社会ニーズに見合った入学定員の再検証と、それに見合う経費とのバランスを継続的に検証する必要がある。以上のことから、短期大学全体および学科・専攻課程ごとの定員管理と経費のバランスについて検討している。

学内における経営情報の共有については、学園全体会議や各部署の定期会議において実施している。また、経営状況については、学園としてホームページに財務状況や事業報告書を掲載するとともに、本学においても運営会議、教授会、職員全体会議等を通じて、決算状況や毎月の予算執行状況を定期的に報告している。以上のことから、学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

< 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画 >

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

情報公開については、文部科学省の指針に従い公開をしなければいけない項目を一覧化し、本学HPにおいて更新公開している。また、合わせて閲覧用の事業報告書についても、学園本部に備え付けを行なっている。

FD/SD研修については、全教職員が年間で必ず受講しなければいけない回数を定め、本学での独自研修、外部で開催される研修の情報を適宜学内に発信し、各教職員の興味・関心において受講できる体制としている。(一部必須参加有り)

施設設備においては、老朽化に伴う回収は必要に応じて行なっている。

IT関係の整備については、学園独自のAIシステム(UGAI)を構築し、学生満足向上と合わせて、学校運営における業務の効率化を図っている。

財務強化については、前述の通り、中期経営改善計画を定め健全な財務状況で教育活動を行なっていけるよう努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学科・専攻課程の教職課程編成・実施の方針に伴う各種要件の点検・確認を組織的・体系的に行うために、改めて、点検・確認が必要な会議体および時期について整備を行う。また、点検・確認が必要な事項についても再検証する。

上記、教職課程編成の主軸となるカリキュラム構築についての考え方や教職員に求める資質・能力を明確にし、FD・SD委員会主導による、FD/SD研修を企画・実施する。観点については、単に教育力の向上のみに留めず、仕事改革・働き方改革等、教職員の職場環境の改善・向上につながる内容も含めるものとする。

学内における物的資源については、特に様々な学校生活に必要な事項をWeb対応できるよう、通信環境等の整備に努める。合わせて、建物の老朽化に対応した中長期施設整備計画、学生へのアンケート調査を継続的に実施し、よりよい学習環境の整備に努める。

法人全体の帰属収支の構成比率で学生生徒等納付金の占める割合は高く、教育の質を担保しつつ、収容定員充足率に相応した財務体質を維持していく。また、経常費補助金以外の補助金や助成金、受託事業収入、寄付金収入などの外部資金獲得に向けた取組みについても強化を図っていく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

法人全体の帰属収支の構成比率において、約8割が学生生徒等納付金であり、学生数により財務状況が大きく左右される現状に変わりはない。特に令和7年度は入学者数の減少により学園全体の事業活動収支において赤字が予測されており、収容定員充足率に相応した財務体質を維持するため、学科・専攻ごとの収支バランスをより精緻に把握する仕組みを構築し、予算の厳正な執行管理および健全な予算計画の策定を行う必要がある。

また、経常費補助金以外の補助金や助成金、受託事業収入、寄付金収入などの外部資金獲得に向けて、事務局の体制強化を含め継続的に取り組んでいく必要がある。

合わせて、策定した「第4期中期経営改善計画」に基づき、財務改善や教学改革等の各施策を着実に実行し、理事会等における進捗報告を通じてPDCAサイクルを機能させていかなければならない。

施設設備の老朽化への対応や、適切な人員構成に向けた中長期的な人事・採用計画の策定、および将来の安定性を確保するための施設設備特定資産の積み立てなど、経営再建に向けた明確な施策の検討と実行が急務である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A理事会運営]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2)理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

<区分 基準Ⅳ-A-1の現状>

理事長は、各種法令等に規定される職務を適切に遂行し、法人内部の事務を総括するとともに、学校法人を代表して業務にあたっている。また、建学の精神および教育理念・目的を十分に理解し、全教職員を対象とした全体会議や各箇所とのMR会議等において、建学の精神、教育理念、年度経営基本方針等を繰り返し周知しており、学園の発展に寄与している。以上のことから、理事長は建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

さらに、理事長は学校法人浦山学園の代表としてその業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。毎会計年度終了後2か月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た後、決算および事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。以上のことから、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

なお、理事会は寄附行為第16条に基づき理事長が招集し議長を務め、学校法人の業務を決定するとともに理事の職務執行を監督している。また、事業報告書および情報公開を通じて社会的説明責任の履行に努めており、認証評価に対しても適切に対応している。

[区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1)理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2)理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3)理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4)理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (5)理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (6)理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等(内部統制体制)を文部科学省令に基づき整備している。

<区分 基準IV-A-2の現状>

理事会は、学校法人浦山学園の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。理事会は寄附行為第16条に基づき理事長が招集し、議長を務めており、適切に運営されている。

理事会は、事業報告書の作成および情報公開を通じて社会的説明責任の履行に努めるとともに、認証評価の結果を踏まえた改善状況の確認や必要な対応について審議している。以上のことから、理事会は認証評価に対する役割を果たし、責任を負っている。

また、理事会は、本学の発展のため、学内外の教育研究活動、財務状況、外部環境等に関する情報の収集・把握に努めている。

本学園は教育基本法および学校教育法に基づき学校教育を行うことを目的としており、理事会は学校法人の運営に関する法的責任を有することを十分に認識している。

さらに、理事会は学校法人浦山学園寄附行為をはじめ、富山福祉短期大学学則、組織規程、浦山学園就業規則等、学校法人運営および短期大学運営に必要な規程を整備している。

加えて、理事の職務執行が法令および寄附行為に適合するよう、内部統制に関する規程を整備し、文部科学省令に基づく体制を構築している。以上のことから、内部統制体制は適切に整備されている。

以上のことから、理事会は寄附行為の規定に基づいて適切に招集・運営され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)理事は、理事選任機関により適切に選任されている。

(2)本法人の理事選任機関は、寄附行為第6条にて評議員会と定めている。

<区分 基準IV-A-3の現状>

理事は、浦山学園寄附行為第6条に基づき、理事選任機関である評議員会において適切に選任されている。選任にあたっては、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識および見識を有するものが選ばれている。

また、私立学校法第38条、学校教育法第9条および浦山学園寄附行為に基づき、適切な手続きにより選任されている。さらに、学校教育法に定める校長および教員の欠格事由の規定を準用している。

以上のことから、理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に選任されている。

<区分 基準IV-A 理事会運営の課題>

理事会は法令に基づき適切に運営されているものの、短期大学の将来構想や定員確保、教育改革等に関する戦略的意思決定機能のさらなる強化が課題である。

中期経営改善計画との連動やKPI管理等、経営指標に基づく議論の高度化が求められる。

<区分 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B教学運営]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために教学マネジメントの確立に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づき開催し、適切に運営している。
- 1 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - 2 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - 3 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - 4 教授会議事録を整備している。
 - 5 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - 6 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

本学では、学長が教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。学長は運営会議の議長を務め、「富山福祉短期大学運営会議規程」に基づき、中長期計画、教育課程編成、学生支援、入試・広報、予算等に関する重要事項について方針管理を行っている。

教授会は、学長が招集し議長を務め、毎月開催している。教授会では、学則および教育課程、学生の入学・卒業・修学支援、授業および試験等、教育研究に関する重要事項を審議している。学長は、これらの事項について教授会の意見を聴取した上で最終的な判断を行っている。以上のことから、学長は教学運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を参酌し、適切に意思決定を行っている。

現学長は令和7年4月に就任し、学長選考規程に基づき選任されている。人格が高潔で学識に優れ、短期大学運営に関する識見を有している。また、地域連携活動の推進や全学共通科目「富山コミュニティー論」の発展を通じ、アクティブ・ラーニング教育を推進し、建学の精神に基づく教育研究の充実に努めている。以上のことから、学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に寄与している。

学生の懲戒については、学則第37条および「学生懲戒手続き規程」に基づき手続きが整備されており、通知方法や書類管理についてもマニュアル化されている。

また、学長は重点目標の設定およびMR会議による進捗管理、教職員評価規程に基づく面談・報告体制を通じて校務を統括し、所属職員を統督している。

教授会の議事録は毎回作成され、共有ドライブおよび紙媒体で適切に保管されている。また、年度末には教職員全体会議として教授会を開催し、学習成果および三つの方針の共有を図っている。

さらに、教務委員会、学生委員会、教育課程改善委員会、図書・研究委員会、FD・SD委員会等の各種委員会を設置し、規程に基づき適切に運営している。

以上のことから、学長は教授会および各種委員会を適切に統括し、教学マネジメント体制を構築するとともに、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

本学は、多様化する入学生の基礎学力(特に文章作成力・数学的思考力)のバラつきに対し、入学前教育から初年次教育までのシームレスな学習支援体制の構築が課題である。また、短大という2年間の短期間で、専門教育とインターンシップ等のキャリア教育を効率的に展開し、学生一人ひとりの希望に沿った就職先へのマッチングを強化するため、FD活動を通じたカリキュラムの継続的な見直し(ナンバリングや教育効果の可視化)が必要である。

また、教授会を通じて各委員会や学科からの学生指導における懸案事項に向け協議しているが、学長としての助言のみとなり、懸案事項の問題の結果に対し全てを把握できていない案件も存在した。

今後は、懸案事項における結果の検証および今後の対策・方針なども提示できるよう努めたい。加え、教職員内における様々な懸案事項の解決についての助言・検証も徹底して進めることで安心して学生へ教育・指導できる環境整備にも注力したい。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

本学では、富山コミュニティ論として地場企業と連携した「地域課題解決型プロジェクト学習」を正課授業として展開している。この取り組みは、単なる知識の習得にとどまらず、学生が地域の課題を自ら発見し、実社会の解決策を提案する実践的な能力を養っている。令和7年度は、地域連携授業の割合が前年度比約10%増となり学生の主体的な学びが向上した点が高く評価できる。また、地域の実務家を講師として招くことで、教学運営における「社会とつながるカリキュラム」の質が担保されている。

今後、文科省における地域アクセス特例制度の適用を目標として富山県・富山県内の高等教育機関・富山県内産業機関との更なる連携を図り、地学一体による地域課題解決拠点としての教育・研究機関として邁進することで、学生における専門知識や実践能力におけるスキル向上に繋げていきたい。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、寄附行為第21条により、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省で定めるものを調査している。
- (5) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の遂行の状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出している。
- (6) 監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

監事は、寄附行為第21条に基づき評議員会の決議によって適切に選任されている。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について、毎会計年度監査を行うなど適宜監査を実施している。

また、学校法人の業務及び財産の状況及び理事の業務遂行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定める事項について調査している。

さらに、学校法人の業務及び財産の状況及び理事の業務遂行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

加えて、監事は学校法人の運営に関する法的な責任があることを十分に認識し、法改正等の動向を踏まえた適切な監査・監督の遂行に努めている。

以上のことから、監事は法令及び寄附行為に基づき適切にその職務を遂行している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。
- (2) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (3) 評議員会は適切に招集され、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。
- (4) 評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員は、浦山学園寄附行為第26条に基づき適切に選任されている。

評議員会は、8名の評議員(定数6～11名)で構成され、理事の数(7名)を超える数をもって組織しており、現在欠員はない。

評議員会は、浦山学園寄附行為第31条に基づき、定時評議員会として毎年度5月～6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催している。理事会にて決議された決算については、評議員会にて報告し意見を求めているほか、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。これらの運営は、浦山学園寄附行為第30条および私立学校法第42条に基づき適切に行われている。

また、各評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを十分に認識し、私立学校法改正等の動向を踏まえた適切な役割の遂行に努めている。

以上のことから、評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、適切に運営している。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
- (3) 会計監査人は、監査を行ったときは、適宜、監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。
- (4) 会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している

<区分 基準IV-C-3の現状>

会計監査人は、評議員会の決議により適切に選任されている。

会計監査人は、次の監査を往査計画表に従い年間20回程度の監査を実施している。具体的には、私立学校法第104条第2項に基づき計算関係書類の監査を行うとともに、私立学校法第86条第1項および私立学校法施行規則第24条に基づき財産目録の監査を行っている。さらに、私立学校振興助成法第14条第4項および同施行規則第2条第4号に基づき、人件費内訳表の監査を実施している。これらの監査は、いずれも独立の立場から適切に行われている。

監査の結果については、適宜監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

また、会計監査人は学校法人の運営に関する法的責任を十分に認識し、法令に基づいた適切な監査の実施に努めている。

以上のことから、会計監査人は法令に基づき適切にその職務を遂行している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事、評議員、および会計監査人のいずれも、学校法人の運営に関する法的責任を認識しているが、法改正等に伴う責任の範囲を正確に把握し続けるための継続的な研修や情報共有の機会を確保することが課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-D情報公開]

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 学校法人が採用したガバナンス・コードに対する適合状況を公表している

<区分 基準IV-D-1の現状>

法定に基づく情報公開については、学校教育法施行規則の規程に基づき、学園の情報公開規程及び書類閲覧規則に従い、学園の基本情報、教育情報、事業報告、財務情報等をホームページにて公開している。(URL,

<https://www.t-fukushi.urayama.ac.jp/fukutanbox#dl08>)

また、私立学校法に定められた情報を浦山学園HPにて公表・公開している。(URL, <https://www.urayama.ac.jp/report/>)。

さらに、富山福祉短期大学の教育情報については、大学ポートレートへの参加を通じて積極的に公開している。

富山福祉短期大学では、日本私立短期大学協会に準拠したガバナンス・コードを策定し、ホームページにて公表している。また、当該コードにおいて各項目の「準拠状況」および「点検内容」を明示しており、ガバナンス・コードの適合状況についても公表している。

以上のことから、本学は法令等に基づき適切に情報を公表・公開し、説明責任を果たしている。

<テーマ 基準IV-D 情報公開の課題>

情報公開については適切に実施しているが、公開情報の更新頻度や内容の充実、利用者にとって分かりやすい情報提供の在り方について継続的に検討する必要がある。

また、ガバナンスや情報公開の在り方、公開方法等について、常に確認を行い、適切な情報公開の体制を維持・継続していくことが重要である。

<テーマ 基準IV-D 情報公開の特記事項>

特になし